

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月24日
【事業年度】	第82期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	栄研化学株式会社
【英訳名】	EIKEN CHEMICAL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 和田 守史
【本店の所在の場所】	東京都台東区台東四丁目19番9号 山口ビル7
【電話番号】	東京03(5846)3305(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 常務執行役経営管理統括部長 渡 一
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区台東四丁目19番9号 山口ビル7
【電話番号】	東京03(5846)3305(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 常務執行役経営管理統括部長 渡 一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 栄研化学株式会社 関西営業部 (大阪府大阪市中央区安土町三丁目3番9号)

(注) 上記の関西営業部は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第78期	第79期	第80期	第81期	第82期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	32,163	33,274	34,991	35,761	36,585
経常利益 (百万円)	3,570	4,112	3,549	4,681	4,723
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,429	2,918	2,608	3,447	3,538
包括利益 (百万円)	2,186	3,082	2,797	3,397	3,337
純資産額 (百万円)	28,201	30,609	32,478	35,014	37,303
総資産額 (百万円)	39,266	44,252	45,165	47,279	50,322
1株当たり純資産額 (円)	764.57	828.49	877.35	942.37	1,002.86
1株当たり当期純利益 (円)	66.42	79.69	71.21	93.63	95.95
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	65.71	78.80	70.34	92.84	95.21
自己資本比率 (%)	71.2	68.6	71.2	73.5	73.5
自己資本利益率 (%)	8.9	10.0	8.3	10.3	9.9
株価収益率 (倍)	17.7	19.4	37.6	27.8	20.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,115	4,701	4,091	3,318	5,460
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,737	1,876	3,250	4,435	3,711
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	869	910	1,175	1,083	1,220
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	5,074	6,984	6,651	4,448	4,981
従業員数 (人)	686	694	704	719	724
(外、平均臨時雇用者数)	(274)	(286)	(312)	(321)	(329)

(注) 1. 上記の記載金額及びこれ以降に記載している売上高等には消費税等を含んでおりません。

2. 当社は2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第78期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第78期	第79期	第80期	第81期	第82期
決算年月	2016年 3月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月
売上高 (百万円)	32,135	33,253	34,981	35,738	36,564
経常利益 (百万円)	3,607	4,179	3,615	4,667	4,703
当期純利益 (百万円)	2,466	2,986	2,675	3,433	3,518
資本金 (百万円)	6,897	6,897	6,897	6,897	6,897
発行済株式総数 (株)	21,770,719	21,770,719	21,770,719	43,541,438	43,541,438
純資産額 (百万円)	28,736	31,061	32,832	35,299	37,741
総資産額 (百万円)	39,811	44,709	45,512	47,571	50,753
1株当たり純資産額 (円)	779.18	840.81	887.00	950.11	1,014.73
1株当たり配当額 (円)	40.00	50.00	50.00	30.00	30.00
(内1株当たり中間配当額)	(20.00)	(20.00)	(25.00)	(13.00)	(13.00)
1株当たり当期純利益 (円)	67.44	81.54	73.03	93.23	95.41
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	66.72	80.62	72.14	92.44	94.67
自己資本比率 (%)	71.6	68.8	71.4	73.7	73.7
自己資本利益率 (%)	8.9	10.1	8.5	10.2	9.7
株価収益率 (倍)	17.5	18.9	36.7	28.0	20.7
配当性向 (%)	29.7	30.7	34.2	32.2	31.4
従業員数 (人)	637	649	659	673	677
(外、平均臨時雇用者数)	(267)	(280)	(302)	(310)	(315)
株主総利回り (%)	121.6	161.2	279.2	274.7	213.3
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(89.2)	(102.3)	(118.5)	(112.5)	(101.8)
最高株価 (円)	2,735	3,220	2,690 (5,610)	2,862	2,660
最低株価 (円)	1,902	1,846	2,563 (2,863)	2,136	1,440

(注) 1. 当社は2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第78期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場(第一部)におけるものであります。なお、第80期の株価については株式分割(2018年4月1日付で1株を2株とする)による権利落ち後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。

2【沿革】

1939年2月	興亜化学工業株式会社（東京都葛飾区本町133番地）を資本金5万円をもって創立し家畜臓器を原料とする栄養食品の製造販売開始。
1940年8月	株式会社興亜栄養化学研究所と社名変更。
1941年4月	臓器系医薬品の製造販売を開始する目的で医薬品製造業者、薬種商の免許取得。
1943年5月	第三者割当によって田辺製薬(株)が資本参加。
1946年4月	日本栄養化学株式会社と社名変更。
1950年4月	S S 寒天培地（赤痢菌等の検索）の製品化に成功し、わが国の防疫、公衆衛生の普及、発展に貢献。
1961年5月	臨床検査薬部門を開設し、臨床検査薬の研究開発開始。
1965年9月	野木工場（栃木県野木町）第1期工事が完成し生産開始。
1969年2月	創立30周年記念に当たり、栄研化学株式会社と社名変更。
1975年2月	王子事業所（東京都北区）が完成し業務開始。
1979年6月	東金工場（千葉県東金市）が完成し生産開始。
1980年8月	本社新社屋（東京都文京区）が完成し業務開始。
1984年4月	那須工場（栃木県大田原市）第1期工事が完成し生産開始。
1987年3月	那須工場第2期工事が完成し生産開始。
1987年12月	栄研器材株式会社に資本参加。
1989年6月	野木工場第8工場（免疫血清製剤工場）が完成し生産開始。
1990年1月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
1990年5月	東京事業所（東京都墨田区）開設。
1991年9月	株式会社栄研ミリオンスタッフを設立。
1992年6月	生物化学研究所（栃木県野木町）が完成し業務開始。
1996年9月	那須工場第2工場第1期工事が完成し生産開始。
2001年9月	株式会社栄研ロジスティクスサービスを設立。
2002年3月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定。
2004年2月	物流管理センター（栃木県野木町）が完成し業務開始。
2004年9月	栄研生物科技（上海）有限公司を設立。
2006年8月	栄研生物科技（上海）有限公司の工場が竣工。
2006年10月	株式会社栄研ミリオンスタッフが株式会社栄研ロジスティクスサービスを吸収合併。
2007年4月	栄研器材株式会社を吸収合併。
2008年7月	本社移転及び東京都内3事業所の統合。（東京都台東区）
2009年7月	野木工場粉末培地工場が完成し生産開始。
2012年2月	野木事業所オペレーションマネジメントセンター（事務棟・製造棟）が完成し業務開始。
2012年3月	王子事業所を閉鎖し、主に野木事業所へ集約。
2012年4月	栄研生物科技(上海)有限公司について、社名を栄研生物科技(中国)有限公司に変更。
2012年6月	東金事業所を閉鎖し、野木事業所へ生産移管。
2014年3月	株式会社栄研ミリオンスタッフを解散。
2014年4月	欧州支店（オランダ・アムステルダム）を開設。
2017年4月	那須工場第2工場の増改築を実施し、稼働開始。
2017年9月	野木工場新製造棟で尿試験紙の生産ライン稼働開始。

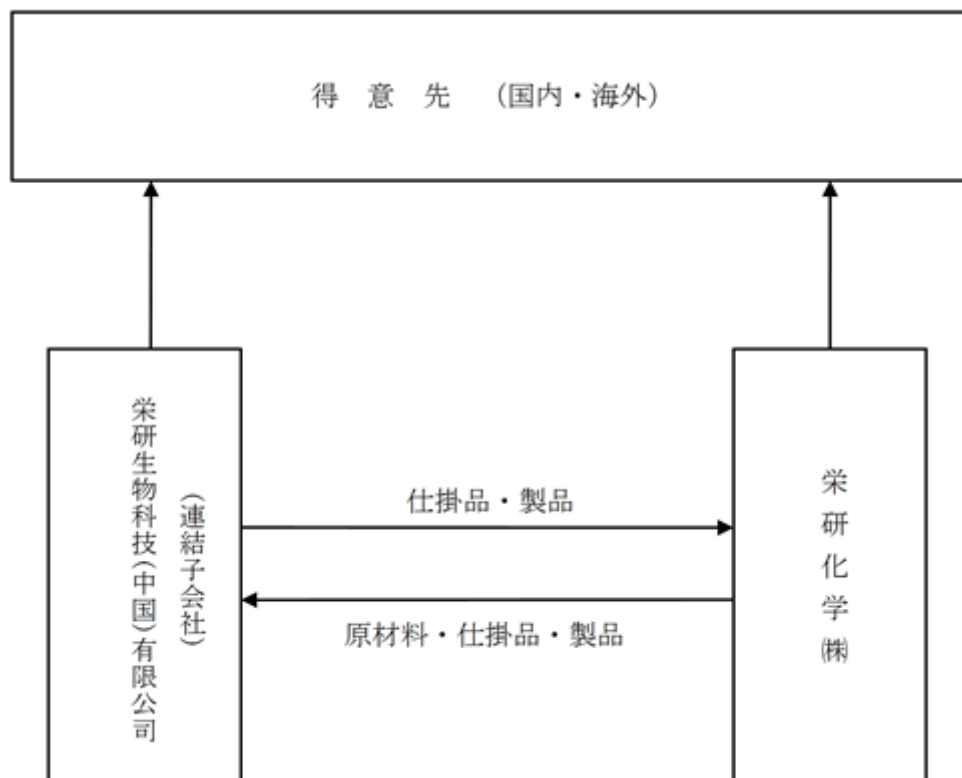
3【事業の内容】

当社グループは、当社（栄研化学株）と連結子会社1社（栄研生物科技（中国）有限公司）により構成されており、検査薬の製造販売を主な事業として営んでおります。

なお、連結子会社の栄研生物科技（中国）有限公司は、当社検査薬の加工生産及び検査薬の仕入製造販売を主な事業として営んでおります。

以上のことを事業の系統図として示すと次のとおりであります。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容					
					役員の兼任等		資金援助 (百万円)	営業上の取 引	設備の 賃貸借	その他
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)				
栄研生物科技 (中国)有限公司	中国 上海市	1,316	検査薬の製造 販売	100	3	-	-	当社製品の 加工生産 及び当社製 品の仕入、 製造販売	-	-

(注) 栄研生物科技(中国)有限公司は特定子会社に該当します。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

	従業員数(人)
合計	724(329)

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数(シニア、パート、嘱託社員及び派遣社員を含む)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループは、検査薬事業のみの単一セグメントであり、事業部門等の区別を行っていないため、従業員数は、当社グループとして一括して記載しております。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
677(315)	42才6ヶ月	15年5ヶ月	7,352,236

- (注) 1. 平均年間給与は基準外給与及び賞与を含んでおります。
2. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数(シニア、パート、嘱託社員及び派遣社員を含む)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは、労使関係は安定しており、特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「経営理念」、「経営ビジョン」、「モットー」からなる“EIKEN WAY”を制定し、グループ全体で“EIKEN WAY”を実践することにより持続的な企業価値の向上を図り、取引先の繁栄と株主並びに社会への貢献を果たしてまいります。

EIKEN WAY

経営理念 : ヘルスケアを通じて人々の健康を守ります。

経営ビジョン : EIKENグループは、人々の健康を守るため、検査のパイオニアとしてお客様に信頼される製品・サービスを提供し、企業価値の向上を図ります。

モットー : 品質で信頼され、技術で発展する“EIKEN”

(2) 経営戦略等

当社グループは、2019年4月に経営構想“EIKEN ROAD MAP 2019”を策定しました。創立90周年にあたる2028年度までの10年間で、グランドビジョン「Saving Your Health（世界的な臨床検査薬企業として、人々の健康を守り続ける）」の実現を目指して、以下の基本戦略に基づき、中期経営計画（2020年3月期～2022年3月期）を策定し、推進しております。

EIKEN ROAD MAP 2019

基本戦略1 : 成長と利益性の向上

- (a) グローバル展開の推進
- (b) 国内販売の維持・シェアアップ
- (c) 利益性の向上

基本戦略2 : 新たなビジネスの創出

- (a) オープンイノベーションによる戦略的提携
- (b) 新規事業、新規市場の創出と進出

基本戦略3 : 基盤整備

- (a) IoT、AIによる生産性の向上
- (b) 人材の育成・確保と機構改革
- (c) 販売網整備とマーケティングの強化

中期経営計画（2020年3月期～2022年3月期）

グローバル企業“EIKEN”を実現するために、2020年3月期～2022年3月期を構造改革期と位置づけ、社内体制の整備を行うため以下の重点施策を策定し、グループ全体で持続的な成長と収益性の向上を目指します。

重点施策1 : 経営効率を高めるための基盤整備

- (a) 基幹システムの統合、品質システムのIT化及び営業サービス部門のIT化による付加価値の高いサービスの提供
- (b) グローバル展開を促進するためのシンプルかつフラットな組織機能・構造の改革
- (c) 生産及び流通拠点の強化と整理統合による効率化のアップ

重点施策2 : グローバル展開の推進

- (a) 大腸がんスクリーニング検査の普及促進と国家スクリーニングの獲得、新興国市場の開拓
- (b) 免疫血清学的検査用試薬、特に、ABC分類（胃の健康度評価）の普及拡大
- (c) シスメックス株式会社との販売提携による尿定性検査分野での販売拡大
- (d) LAMP法を用いた結核菌群検査及びマラリア検査等の展開加速

重点施策3 : 国内販売の維持とシェアアップ

- (a) 自社製品群のラインアップ拡大による着実な成長
- (b) 大腸がん、ABC分類（胃の健康度評価）の普及拡大と消化器がんスクリーニングブランドの確立
- (c) 小型全自動遺伝子検査システム（Simprova）の販売展開

重点施策4 : 研究開発力の強化

- (a) 小型全自動遺伝子検査システム（Simprova）の新規パネルの開発推進
- (b) オープンイノベーションによる新規バイオマーカーの開発
- (c) プライマリケア領域などを対象とした新たなPOCTプラットフォームの開発

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

目標とする経営指標として、営業利益率、ROE、及びグローバル化の指標として海外売上比率を設定しておりますが、新型コロナウイルス感染症による市場の不透明化により、現段階においてこれらの指標を合理的に算定することが困難な状況にあります。このため、2021年3月期以降の予想を未定とさせていただきます、今後、業績予想の開示が可能となった時点で速やかに公表いたします。

(4) 経営環境

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による各国での緊急事態措置は、世界中の経済活動に大きな影響を与え、景気は極めて厳しい状況にあり、先行きも一段と厳しさが増す状況となっております。社会活動の再開、経済活動の立ち直りには、強力な公衆衛生対策による各国での感染拡大抑制、ウイルスの封じ込めが不可欠となりますが、現時点で見通すことは困難な状況です。

なお、臨床検査薬業界は、日本では、高齢化社会における医療・介護ニーズの多様化などを背景に、地域包括ケアシステムが推進されていくことが予想されますが、医療費抑制のための医療制度改革が継続して実施されています。海外においては、先進国では医療コストへの関心が高まっており、検査の効率化や予防医学の拡大が期待されています。また、新興国では人口の増加と経済発展に伴い、健康への意識が高まり、感染症対策や検診などの医療インフラの整備などに成長が期待されています。各企業は、このような経営環境に対して、研究開発投資やコスト競争力が求められる状況となっております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、当連結会計年度において、経営構想“EIKEN ROAD MAP 2019”及び中期経営計画に基づき、以下の重点課題に取り組んでまいりました。

(ア) 経営効率を高めるための基盤整備

全社最適化による経営効率向上のため全社IT化施策を推進し、当連結会計年度中に販売会計システム及び人事給与システムの導入を完了いたしました。現在、生産管理システム導入に向けプロジェクトを推進しております。

(イ) グローバル展開の推進

米国で便潜血検査用試薬・装置の採用拡大に注力するとともに、欧州・中東を中心に大腸がん国家スクリーニング獲得に向けた活動を展開し、フランスでは国家スクリーニングの継続採用が決定されました。海外向け尿検査用試薬・装置につきましては、シスメックス株式会社との協業推進により販売拡大に努め、海外向け売上高の増加に寄与しました。遺伝子検査においては、LAMP法による結核菌群遺伝子検査試薬、マラリア遺伝子検査試薬のグローバル展開に向け、アフリカ・アジアを中心とする地域で実証試験を推進し、第7回アフリカ開発会議(TICAD7)では当社活動方針を発表いたしました。

(ウ) 国内販売の維持とシェアアップ

当社の主力製品である便潜血検査用試薬について、便潜血測定装置「OCセンサーPLEDIA」の設置を推進し、新規採用先の拡大に向けて注力したほか、大腸がん検診の受診率アップのための啓発活動を展開いたしました。また、尿検査用試薬・装置について、全自動尿分析装置「US-3500」と尿沈渣機器の組合せ販売を推進し、新規採用の獲得に努めました。

(エ) 研究開発力の強化

「Near the patient」という医療ニーズに対応するため、当連結会計年度中にLAMP法を用いた小型全自動遺伝子検査システムを開発し、2020年4月に「全自動核酸検査装置 Simprova」、「Simprova呼吸器感染症パネル BP,LP,MP」および「Simprova Extraction Kit/S1」を発売いたしました。また、急速に拡大した新型コロナウイルス感染症への対策として、LAMP法を用いた同ウイルス検出試薬の早期開発に取り組み、2020年3月に「Loopamp 2019-nCoV 検出試薬キット」(研究用試薬)を、同4月には「Loopamp新型コロナウイルス2019(SARS-CoV-2)検出試薬キット」(体外診断用医薬品)を発売いたしました。

当社グループは引き続き以下の点を重点課題として捉え、これらを行動計画に展開し取り組んでまいります。

(ア) 経営効率を高めるための基盤整備

(イ) グローバル展開の推進

(ウ) 国内販売の維持とシェアアップ

(エ) 研究開発力の強化

なお、医療の現場においては新型コロナウイルス感染症への対策が最優先で求められております。当社グループは、『ヘルスケアを通じて人々の健康を守ります。』の経営理念のもと、新型コロナウイルス検出試薬の安定供給のための体制整備などを通じ、引き続き医療への貢献を目指してまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は、以下のようなものがあります。

なお、これらのほかにも現在及び将来において、財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性のある様々なリスクが存在しており、ここに記載されたリスクは当社グループのすべてのリスクではありません。また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 海外事業展開に係るもの

中期経営計画の重点施策であるグローバル展開の推進を図るためには、当社グループの主力製品である便潜血検査用試薬・装置の薬事承認を各国で取得し、大腸がん検診の国家スクリーニング採用を獲得することが必要となります。しかし、国・地域ごとの法規制の変化、経済・景気の変化、政情の変化などにより、薬事承認の遅れや大規模な国家スクリーニングの開始遅延などがあった場合、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

また、当社連結子会社である栄研生物科技（中国）有限公司は、当社から臨床検査薬の受託生産を請け負うとともに、中国国内において独自に臨床検査薬の開発、製造・販売に取り組んでおります。しかし、市況環境の変化により当社からの受託生産が減少した場合や、同社独自の中国ビジネス展開が計画通りに進捗しない場合、著しい不動産価値の低下が生じた場合などには、当社の同社に対する投資を回収することが困難になる可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社は海外事業室を中心に、適切な販売代理店の選択などを通じてグローバル展開の強化に取り組んでおります。また、栄研生物科技（中国）有限公司につきましても、中国事業の中心的な役割を担うべく、当社中国事業室のサポートの下、中国国内向け販売の拡大に努めております。

(2) 新製品・新技術に係るもの

当社グループは、中長期的な観点に基づき新製品・新技術の研究開発を行っており、2020年4月に小型全自動遺伝子検査システムSimprovaを発売するなど、新たな収益基盤として期待される新製品の開発に注力しております。一方で、臨床検査薬業界は技術革新に伴う開発競争が激しく、研究開発の遅延や中断により研究開発投資の回収が困難になり、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。また、他社の革新的技術により当社製品の優位性が低下した場合、製品売上が減少する可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社は、経営会議、取締役会等で中長期的な観点から研究開発の進捗を管理するとともに、市場環境の変化を考慮して開発案件の優先順位等を判断しております。

(3) 薬事規制等に係るもの

当社グループは、各国の薬事規制等に従い製品を登録し販売しておりますが、各国の医療政策の動向により規制が変更された場合、保険点数や製品の使用方法が影響を受け、当社グループの財政状態及び経営成績が影響を受ける可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、必要に応じ現地コンサルタントを活用するなどにより、各国の薬事規制の動向の迅速な把握に努めております。

(4) 製品品質に係るもの

当社グループは、品質マネジメントシステム（ISO13485）に基づく品質管理のもと製品の品質保証に取り組んでおります。しかし、万一製品に品質問題が発生した場合には、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社は主として信頼性保証部門が品質マネジメントシステムの適切な運用をモニタリングするとともに、市場における製品の品質評価を監視しております。

(5) ITシステムに係るもの

当社グループは、業務効率化のため各種ITシステムを導入し、ビジネスプロセスの改善に取り組んでおります。この領域においては、情報技術革新への対応の遅れや災害等によるシステム障害・回線障害、コンピュータウイルスによる障害・情報流出等の発生により、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、情報システム部門を中心にコンピュータウイルスなどのサイバー攻撃に対する対策や安全なシステムを構築し、攻撃型メールの対応など訓練を実施しています。

(6) 自然災害、事故に係るもの

大規模な地震、風水害等の自然災害や火災により、当社グループ及びサプライヤーの工場・設備が甚大な被害を被った場合、復旧に長期間を要するため製品供給ができなくなり、財政状態及び経営成績に影響がおよぶ可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、リスク管理・コンプライアンス委員会を組織し、大規模な災害が発生した場合も事業を継続できるよう事業継続活動計画を策定し、災害発生時の対応能力の継続的向上に取り組

んでおります。また、当社は、内閣官房国土強靱化推進室が進める国土強靱化貢献団体認証（レジリエンス認証）の認証を取得しております。

（ 7 ）新型コロナウイルス感染症に係るもの

世界的に新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化し、経済活動や医療活動が停滞した場合、各国におけるスクリーニング検査の遅延等により当社製品の売上が減少する可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社では各国における臨床検査薬市場の動向について情報収集を図り環境変化に対応するとともに、当社が供給する同ウイルス検出試薬の増産体制を整備することなどを通じ、そのリスクを未然に防ぐ活動を行ってまいります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社、以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が続いたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により足元で景気が大幅に下押しされ、状況は厳しい方向に向っております。また、海外経済につきましても、同感染症の世界的な大流行により経済活動が抑制され、急速に減速しつつあります。

世界的に新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化し、経済活動や医療活動の停滞が継続した場合には、各国におけるスクリーニング検査の遅延等により当社製品の売上が減少する可能性があります。当連結会計年度においては同感染症による影響は限定的でありました。これらの結果といたしまして、当連結会計年度の売上高は、海外向けの尿検査用試薬・装置、便潜血検査用試薬を中心に売上が増加し、36,585百万円（前期比2.3%増）となりました。

製品の種類別区分ごとの売上高では、微生物検査用試薬は、日本ベクトン・ディッキンソン㈱から導入販売していた血液培養検査用製品の販売契約終了による影響等で売上が減少し、4,623百万円（同10.3%減）となりました。尿検査用試薬は国内外向け尿試験紙の売上が伸長し、3,340百万円（同7.8%増）となりました。免疫血清学的検査用試薬は、海外向け便潜血検査用試薬の売上が増加したほか国内販売も堅調に推移し、20,269百万円（同1.4%増）となりました。生化学的検査用試薬及び器具・食品環境関連培地は、それぞれ609百万円（同2.4%増）、2,162百万円（同0.3%減）となりました。その他（医療機器・遺伝子関連等）は、海外向け尿検査用装置などの医療機器の売上が大きく伸び、5,578百万円（同17.3%増）となりました。

海外向け売上高につきましては、尿検査用試薬・装置及び便潜血検査用試薬の売上が大きく伸び、7,040百万円（同16.0%増）となりました。

利益面では、販売費及び一般管理費が研究開発費を中心に増加したものの、増収に伴う利益の増加により、営業利益は4,622百万円（同0.2%増）、経常利益は4,723百万円（同0.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,538百万円（同2.6%増）となりました。

当連結会計年度末の財政状態は以下のとおりであります。

前連結会計年度末に比べ総資産は3,042百万円増加、負債は753百万円増加、純資産は2,289百万円増加いたしました。

増減の主なものとして、資産の部では、現金及び預金が2,543百万円増加、受取手形及び売掛金が942百万円減少、棚卸資産が1,348百万円増加しております。また、野木事業所の隣接地を購入し土地が935百万円増加しております。長期預金が4,000百万円減少し、投資有価証券が2,932百万円増加しておりますが、これはより効率的な資産運用を行ったことによるものです。負債の部では、仕入の増加により支払手形及び買掛金が438百万円増加、電子記録債務が305百万円増加しております。純資産の部では、配当金の支払があったものの、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により利益剰余金が2,432百万円増加いたしました。自己資本比率は前連結会計年度末同様73.5%であります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ532百万円増加し、当連結会計年度末には4,981百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金は、5,460百万円の収入（前連結会計年度は3,318百万円の収入）となりました。これは主に、売上債権の減少により937百万円の収入、たな卸資産の増加により1,362百万円の支出、仕入債務の増加により745百万円の収入及び、税金等調整前当期純利益が4,724百万円あったことによります。

なお、減価償却費は1,627百万円発生しております。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金は、3,711百万円の支出（前連結会計年度は4,435百万円の支出）となりました。これは主に、野木事業所の隣接地購入及び生産設備等の設備投資による有形固定資産の取得による支出が2,307百万円、投資有価証券の取得による支出が3,021百万円、定期預金の預入による支出が3,126百万円及び、定期預金の払戻による収入が5,100百万円あったことによります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金は、1,220百万円の支出（前連結会計年度は1,083百万円の支出）となりました。これは主に、配当金の支払が1,106百万円あったことによります。

生産、受注及び販売の実績

当社グループは、検査薬事業のみの単一セグメントであるため、生産、受注及び販売の実績については製品の種類別区分ごとに記載しております。

(ア)生産実績

当連結会計年度における生産実績を製品の種類別区分ごとに示すと、次のとおりであります。

製品の種類別区分の名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比(%)
微生物検査用試薬(百万円)	4,491	104.3
尿検査用試薬(百万円)	3,718	111.2
免疫血清学的検査用試薬(百万円)	8,056	105.4
器具・食品環境関連培地(百万円)	283	103.8
その他(百万円)	686	90.5
合計(百万円)	17,236	105.6

- (注) 1. 金額は、売価換算値で表示しております。
 2. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

(イ)商品仕入実績

当連結会計年度における商品仕入実績を製品の種類別区分ごとに示すと、次のとおりであります。

製品の種類別区分の名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比(%)
微生物検査用試薬(百万円)	326	48.8
尿検査用試薬(百万円)	17	87.1
免疫血清学的検査用試薬(百万円)	8,910	106.2
生化学的検査用試薬(百万円)	352	115.3
器具・食品環境関連培地(百万円)	1,638	103.2
その他(百万円)	3,654	129.1
合計(百万円)	14,898	107.9

- (注) 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

(ウ)受注実績

当社グループは見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

(エ)販売実績

当連結会計年度における販売実績を製品の種類別区分ごとに示すと、次のとおりであります。

製品の種類別区分の名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比(%)
微生物検査用試薬(百万円)	4,623	89.7
尿検査用試薬(百万円)	3,340	107.8
免疫血清学的検査用試薬(百万円)	20,269	101.4
生化学的検査用試薬(百万円)	609	102.4
器具・食品環境関連培地(百万円)	2,162	99.7
その他(百万円)	5,578	117.3
合計(百万円)	36,585	102.3

(注)1. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
㈱スズケン	5,028	14.1	4,934	13.5
東邦薬品㈱	4,284	12.0	4,229	11.6
アルフレッサ㈱	3,905	10.9	4,021	11.0

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、将来のリスク、不確実性及び仮定を伴う予測情報を含んでいます。「2事業等のリスク」などに記載された事項及びその他の要因により、当社グループの実際の業績は、これらの予測情報から予測された内容とは大幅に異なる可能性があります。

重要な会計方針及び見積り

当社の連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

当社経営陣は、連結財務諸表の作成に際し、決算日における資産・負債の報告数値及び偶発資産・負債の開示、並びに報告期間における収入・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定設定を行わなければなりません。経営陣は、貸倒債権、売上戻り品、退職金、投資、偶発事象や訴訟等に関する見積り及び判断に対して、継続して評価を行っております。経営陣は、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行い、その結果は、他の方法では判定しにくい資産・負債の簿価及び収入・費用の報告数字についての判断の基礎となります。実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社は、特に以下の重要な会計方針が、当社の連結財務諸表の作成において使用される当社の重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

(ア)貸倒引当金

当社グループは、顧客の支払不能時に発生する損失の見積額について、貸倒引当金を計上しております。顧客の財務状態が悪化し、その支払能力が低下した場合、追加引当が必要となる可能性があります。

(イ)返品調整引当金

当社グループは、売上げた製品及び商品が、品質上の欠陥等の理由で、販売先から返送される見積額について、返品調整引当金を計上しております。返品調整引当金の見積りは、過去の実績に基づいておりますが、実際の返品率が見積りと異なる場合、見積額の修正が必要となる可能性があります。

(ウ)退職給付費用

当社においては従業員退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、将来の給与水準、退職率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び年金資産の収益率などが含まれます。当社の年金制度においては、割引率は日本の国債の市場利回りを参考値として、在籍従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数で算出しております。期待収益率は、年金資産が投資されている資産の種類毎の期待収益率の加重平均に基づいて計算しております。実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件が変更された場合、その影響は累積され、将来にわたって規則的に認識されるため、一般的には将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼします。また、割引率の低下及び年金資産運用での損失は、当社グループの退職給付費用に対して悪影響を及ぼす可能性があります。

(エ)投資の減損

当社グループは、取引関係維持のために、特定の顧客の株式を保有しております。これらの株式には価格変動性が高い公開会社の株式と、株価の決定が困難である非公開会社の株式が含まれます。当社グループは投資価値が著しく下落し、回復の見込みがないと判断した場合、投資の減損を計上しております。将来の市況悪化または投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失または簿価の回収不能が発生した場合、評価損の計上が必要となる可能性があります。

(オ)固定資産の減損

固定資産については、その資産から将来生み出されると期待される割引前のキャッシュ・フローが帳簿価額を下回っている場合に減損していると判断しております。減損が発生していると判断した場合は、当該資産の帳簿価額が回収可能価額を超過している額に基づいて損失額を算出しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等は、以下のとおりであります。

当連結会計年度の売上高は、主力製品の便潜血検査用試薬を中心に海外向けの売上が増加し、36,585百万円（前期比2.3%増）となりました。

売上構成の変化により、売上原価は20,355百万円、売上原価率は55.6%となり、前連結会計年度に比べ0.5ポイント低下いたしました。

売上総利益は前連結会計年度に比べ538百万円増加し、16,230百万円となりました。販売費及び一般管理費については研究開発費を中心に増加し、前連結会計年度に比べ527百万円増加し、11,608百万円となりました。

営業利益は前連結会計年度に比べ11百万円増加し、4,622百万円となりました。売上高営業利益率は12.6%となり前連結会計年度に比べ0.3ポイント低下いたしました。

営業外収益は115百万円を計上し、前連結会計年度に比べ15百万円増加いたしました。営業外費用は14百万円を計上し、前連結会計年度に比べ15百万円減少いたしました。

経常利益は営業外損益で100百万円を計上し、4,723百万円となり、前連結会計年度に比べ42百万円増加いたしました。経常利益率は前連結会計年度に比べ0.2ポイント低下し、12.9%となりました。

特別利益は33百万円を計上し、前連結会計年度に比べ64百万円減少いたしました。特別損失は32百万円を計上し、前連結会計年度に比べ97百万円減少いたしました。

税金等調整前当期純利益は特別損益で1百万円の純利益を計上し、4,724百万円となりました。税金等調整前当期純利益に対する法人税、住民税及び事業税の負担率は前連結会計年度25.8%に対して当連結会計年度が25.1%となり、0.8ポイント低下いたしました。

親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度に比べ91百万円増加し、3,538百万円となり、当期純利益率としては0.0ポイント上昇し、9.7%となりました。

当社グループは、経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等として、2020年3月期の第3四半期までの好調な業績を受けて2020年3月期に売上高36,800百万円、営業利益4,350百万円、ROE9.5%の達成を目指しておりましたが、売上高36,585百万円、営業利益4,622百万円、ROE9.9%となりました。売上高は見込みどおりに伸びなかったものの、増収による利益の増加により営業利益とROEについては、目標を達成いたしました。

指標	2019年3月期		2020年3月期	
	目標	実績	目標	実績
連結売上高（百万円）	36,760	35,761	36,800	36,585
連結営業利益（百万円）	4,200	4,611	4,350	4,622
ROE（%）	9.2	10.3	9.5	9.9

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については以下のとおりであります。

(ア) キャッシュ・フロー

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

(イ) 財務政策

当社グループの財務政策における基本方針は、総資産の圧縮及び資本効率の向上による財務体質の強化であり、継続的に実行しております。

資金の調達及び運用については、当社グループとして一体となり実行しており当社の信用力を最大限に活用しております。運転資金及び設備投資については、基本的に手持資金（利益等の内部留保）にて調達しております。なお、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関との間で、総額5,400百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。余剰資金の運用については、安全性・流動性の高い金融商品にて実行しております。当社グループの高いキャッシュポジションに対して、今後の効率的・戦略的な資金運用を検討しております。

当社グループは、その健全な財務状態、営業活動によるキャッシュ・フローを生み出す能力、売掛債権信託（債権流動化）及び貸出コミットメント契約により、当社グループの成長を維持するために将来必要な運転資金及び設備投資資金を調達することが可能と考えております。今後の投資予定としては、現在進めている基幹システムの刷新計画において販売管理、会計、人事給与システムの導入が完了し、生産システムが導入予定となっております。当該資金は手持資金で調達する予定であります。詳細は「3設備の新設、除却等の計画(1)重要な設備の新設」に記載のとおりです。

また、当社グループは株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し安定した配当政策を実施すること、また、中間配当と

期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。具体的には、上記方針を踏まえ連結配当性向30%以上の配当を目標といたします。

4【経営上の重要な契約等】

業務提携契約

契約会社名	内容	契約日	有効期限
大塚製薬(株)	臨床検査市場において、両社が競争力を強化し、メリットを享受できるための販売・市場育成、研究開発、技術の相互利用及び、両社の信頼・協力関係を深め、業務提携をより円滑に進めることを目的とする当社への資本参加を含めた業務提携契約。	2006年9月7日	業務提携契約 5年間 期間終了後、1年毎の更新

5【研究開発活動】

「日本経済再生の柱として、医療、医薬品、医療機器を戦略産業として育成する」という政府方針のもとで、グローバル製品の開発を最重要課題として市場動向の把握に努め、既存の大型製品群の強化充実並びに独自技術と研究開発力の強化による製品開発を推進してまいりました。

遺伝子検査用試薬では、急速に拡大した新型コロナウイルス感染症への対策として、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の「感染症実用化研究事業 新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業」における「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の診断法開発に資する研究」に参画し、その成果として2020年3月に「Loopamp 2019-nCoV 検出試薬キット」（研究用試薬）を、同4月には「Loopamp新型コロナウイルス2019（SARS-CoV-2）検出試薬キット」（体外診断用医薬品）を発売いたしました。

「Near the patient」という医療ニーズに対応するため、当連結会計年度中にLAMP法を用いた小型全自動遺伝子検査システムを開発いたしました。また、本医療機器で用いる検査チップの開発も進めて、2チップ、合計5項目の薬事承認を取得し、保険適用となり、2020年4月に「全自動核酸検査装置 Simprova」、「Simprova呼吸器感染症パネルBP,LP,MP」および「Simprova Extraction Kit/S1」を発売いたしました。

免疫血清学的検査用試薬では、便中のヘリコバクターピロリ抗原を検出する体外診断用医薬品『BLEIA ‘栄研’ H.ピロリ抗原』を2020年3月に発売いたしました。また、動物検査として血清アミロイドAを検出するVET-SAA ‘Eiken’ Reagentを国内外で2019年10月に発売いたしました。

微生物検査用試薬としては薬剤耐性（AMR）対策の一助として、「ドライプレート ‘栄研’」にメトロニダゾールを追加いたしました。

大塚製薬株式会社とは業務提携契約に基づき、両社が補完できる領域を中心に共同開発を引き続き検討中であり、ます。

なお、当連結会計年度における研究開発費の総額は3,332百万円となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資総額は、2,985百万円であります。

主な設備投資は、生産設備の拡充に1,296百万円、野木事業所の隣接地購入に921百万円、基幹システムの開発に296百万円、研究開発設備に251百万円であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

(2020年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	製品の種類別 区分の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置及び 車両運搬具 (百万円)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)		合計 (百万円)
野木事業所 (栃木県野木町)	検査薬全般	検査薬全般 の製造、物 流及び研究	6,201	981	58	316	997 (82,641.19)	8,555	244 (228)
那須事業所 (栃木県大田原市)	免疫血清学的 検査用試薬 遺伝子検査用 試薬	免疫血清学的 検査用試薬、遺伝子 検査用試薬 の製造及び 研究	1,485	180	9	153	931 (74,486.20)	2,760	90 (44)

(2) 在外子会社

(2020年3月31日現在)

会社名	所在地	製品の種類別区分の 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置及び 車両運搬具 (百万円)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
栄研生物科技 (中国)有限公司	中国 上海市	尿検査用試薬 免疫血清学的検査用 試薬 器具・食品環境関連 培地 遺伝子検査用試薬	尿検査用試薬、 免疫血清学的検査 用試薬、 器具・食品環境 関連培地、遺伝 子検査用試薬の 製造	336	58	1	5	402	47 (13)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。

なお、金額には消費税等を含めておりません。

2. 従業員数の()は、臨時従業員数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 本社	東京都 台東区	検査薬事業	基幹システム (生産)	822	92	自己資金	2019年 8月	2021年 5月	-

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	123,900,000
計	123,900,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月24日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	43,541,438	43,541,438	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100 株であります。
計	43,541,438	43,541,438	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2007年6月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4名(内執行役兼務3名)(注)1 当社執行役 12名
新株予約権の数(個)	40(注)2、5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,000(注)3、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)4
新株予約権の行使期間	自 2007年7月10日 至 2027年7月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が2026年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2026年7月10日から2027年7月9日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)
1. 当社取締役の人数は社外取締役を除く人数です。
 2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。
 3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。
 4. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額を1円とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。
 5. 2018年2月15日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」が調整されております。

決議年月日	2008年6月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4名(内執行役兼務3名)(注)1 当社執行役 13名
新株予約権の数(個)	40(注)2、5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,000(注)3、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)4
新株予約権の行使期間	自 2008年7月9日 至 2028年7月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が2027年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2027年7月9日から2028年7月8日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)
1. 当社取締役の人数は社外取締役を除く人数です。
 2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。
 3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとする。
 調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率
 また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。
 4. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権を行使することにより交付をうけることができる当社普通株式1株当たりの払込金額を1円とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。
 5. 2018年2月15日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」が調整されております。

決議年月日	2009年5月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4名(内執行役兼務2名)(注)1 当社執行役 12名
新株予約権の数(個)	80(注)2、5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,000(注)3、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)4
新株予約権の行使期間	自 2009年7月10日 至 2029年7月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が2028年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2028年7月10日から2029年7月9日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)
1. 当社取締役の人数は社外取締役を除く人数です。
 2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。
 3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。
 4. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権を行使することにより交付をうけることができる当社普通株式1株当たりの払込金額を1円とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。
 5. 2018年2月15日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」が調整されております。

決議年月日	2010年5月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名(内執行役兼務2名)(注)1 当社執行役 12名
新株予約権の数(個)	80(注)2、5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,000(注)3、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)4
新株予約権の行使期間	自 2010年7月9日 至 2030年7月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が2029年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2029年7月9日から2030年7月8日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)
1. 当社取締役の人数は社外取締役を除く人数です。
 2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。
 3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。
 4. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額を1円とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。
 5. 2018年2月15日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」が調整されております。

決議年月日	2011年5月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4名(内執行役兼務3名)(注)1 当社執行役 12名
新株予約権の数(個)	90(注)2、5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,000(注)3、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)4
新株予約権の行使期間	自 2011年7月9日 至 2031年7月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が2030年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2030年7月9日から2031年7月8日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)
1. 当社取締役の人数は社外取締役を除く人数です。
 2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。
 3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。
 4. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額を1円とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。
 5. 2018年2月15日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」が調整されております。

決議年月日	2012年5月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4名(内執行役兼務3名)(注)1 当社執行役 13名
新株予約権の数(個)	170(注)2、5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 17,000(注)3、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)4
新株予約権の行使期間	自 2012年7月10日 至 2032年7月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が2031年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2031年7月10日から2032年7月9日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)
1. 当社取締役の人数は社外取締役を除く人数です。
 2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。
 3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。
 4. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権を行使することにより交付をうけることができる当社普通株式1株当たりの払込金額を1円とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。
 5. 2018年2月15日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」が調整されております。

決議年月日	2013年5月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4名(内執行役兼務3名)(注)1 当社執行役 13名
新株予約権の数(個)	210(注)2、5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 21,000(注)3、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)4
新株予約権の行使期間	自 2013年7月10日 至 2033年7月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が2032年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2032年7月10日から2033年7月9日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)
1. 当社取締役の人数は社外取締役を除く人数です。
 2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。
 3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。
 4. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権を行使することにより交付をうけることができる当社普通株式1株当たりの払込金額を1円とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。
 5. 2018年2月15日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」が調整されております。

決議年月日	2014年5月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4名(内執行役兼務3名)(注)1 当社執行役 12名
新株予約権の数(個)	400(注)2、5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 40,000(注)3、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)4
新株予約権の行使期間	自 2014年7月9日 至 2034年7月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が2033年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2033年7月9日から2034年7月8日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)
1. 当社取締役の人数は社外取締役を除く人数です。
 2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。
 3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。
 4. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権を行使することにより交付をうけることができる当社普通株式1株当たりの払込金額を1円とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。
 5. 2018年2月15日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」が調整されております。

決議年月日	2015年5月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名(内執行役兼務3名)(注)1 当社執行役 13名
新株予約権の数(個)	440(注)2、5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 44,000(注)3、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)4
新株予約権の行使期間	自 2015年7月10日 至 2035年7月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が2034年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2034年7月10日から2035年7月9日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)
1. 当社取締役の人数は社外取締役を除く人数です。
 2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。
 3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。
 4. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権を行使することにより交付をうけることができる当社普通株式1株当たりの払込金額を1円とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。
 5. 2018年2月15日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」が調整されております。

決議年月日	2016年5月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名(内執行役兼務1名)(注)1 当社執行役 12名
新株予約権の数(個)	360(注)2、5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 36,000(注)3、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)4
新株予約権の行使期間	自 2016年7月9日 至 2036年7月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が2035年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2035年7月9日から2036年7月8日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)
1. 当社取締役の人数は社外取締役を除く人数です。
 2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。
 3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。
 4. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額を1円とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。
 5. 2018年2月15日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」が調整されております。

決議年月日	2017年6月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名(内執行役兼務1名)(注)1 当社執行役 13名
新株予約権の数(個)	432(注)2、5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 43,200(注)3、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)4
新株予約権の行使期間	自 2017年7月11日 至 2037年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が2036年7月10日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2036年7月11日から2037年7月10日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)
1. 当社取締役の人数は社外取締役を除く人数です。
 2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。
 3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。
 4. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額を1円とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。
 5. 2018年2月15日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」が調整されております。

決議年月日	2018年6月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名(内執行役兼務3名)(注)1 当社執行役 11名
新株予約権の数(個)	344(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 34,400(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)4
新株予約権の行使期間	自 2018年7月13日 至 2038年7月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が2037年7月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2037年7月13日から2038年7月12日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)
1. 当社取締役の人数は社外取締役を除く人数です。
 2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。
 3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとする。
 調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率
 また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。
 4. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額を1円とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

決議年月日	2019年6月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名(内執行役兼務3名)(注)1 当社執行役 11名
新株予約権の数(個)	350(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 35,000(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)4
新株予約権の行使期間	自 2019年7月12日 至 2039年7月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が2038年7月11日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2038年7月12日から2039年7月11日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)
1. 当社取締役の人数は社外取締役を除く人数です。
 2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。
 3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。
 4. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権を行使することにより交付をうけることができる当社普通株式1株当たりの払込金額を1円とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数に乗じた金額とする。

決議年月日	2020年6月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名(内執行役兼務3名)(注)1 当社執行役 9名
新株予約権の数(個)	298(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 29,800(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)4
新株予約権の行使期間	自 2020年7月10日 至 2040年7月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く。)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が2039年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2039年7月10日から2040年7月9日までに新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び代表執行役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注)
1. 当社取締役の人数は社外取締役を除く人数です。
 2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。
 3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的株式数につき調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 また、当社が合併または会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で割当株式数を調整するものとする。
 4. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額を1円とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2018年4月1日 (注)	21,770,719	43,541,438	-	6,897	-	7,892

(注) 株式分割(1:2)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							計	単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	32	51	63	165	8	11,080	11,399	-
所有株式数 (単元)	-	106,026	8,537	45,036	117,313	16	158,369	435,297	11,738
所有株式数の 割合(%)	-	24.36	1.96	10.35	26.95	0.00	36.38	100.00	-

(注) 自己株式6,659,760株は、「個人その他」に66,597単元及び「単元未満株式の状況」に60株を含めて記載して
 おります。

(6)【大株主の状況】

(2020年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
大塚製薬株式会社	東京都千代田区神田司町2丁目9	40,000	10.85
BBH FOR MATTHEWS ASIA DIVIDEND FUND (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	4 EMBARCADERO CTR STE 550 SAN FRANCISCO CALIFORNIA (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	30,158	8.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	28,925	7.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	22,375	6.07
黒住忠夫	東京都小金井市	12,147	3.29
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1丁目13-1 (東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	11,000	2.98
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	9,077	2.46
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	7,992	2.17
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	7,643	2.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	7,143	1.94
計	-	176,460	47.84

(注)1. 上記のほか、自己株式が66,597百株あります。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数内訳は、投資信託設定株数21,180百株、年金信託設定株数3,633百株、その他信託株数4,104百株、その他8百株となっております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数内訳は、投資信託設定株数9,684百株、年金信託設定株数831百株、その他信託株数8,634百株、その他3,226百株となっております。
4. 野村信託銀行株式会社(投信口)の所有株式数内訳は、投資信託設定株数9,077百株となっております。
5. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)の所有株式数内訳は、その他信託株数7,143百株となっております。

6. 2019年11月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、アセットマネジメントOne株式会社が2019年10月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(大量保有報告書に関する変更報告書の内容)

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (百株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目8番2号	14,970	4.06

7. 2020年3月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、マフューズ・インターナショナル・キャピタル・マネージメント・エルエルシーが2020年3月17日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日未現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(大量保有報告書に関する変更報告書の内容)

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (百株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
マフューズ・インターナショナル・キャピタル・マネージメント・エルエルシー	アメリカ合衆国カリ フォルニア州サンフラン シスコ、エンバーカ デロ・センター4、ス イト550	33,711	9.14

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 6,659,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 36,870,000	368,700	-
単元未満株式	普通株式 11,738	-	-
発行済株式総数	43,541,438	-	-
総株主の議決権	-	368,700	-

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
栄研化学(株)	東京都台東区台東四丁目19番9号	6,659,700	-	6,659,700	15.30
計	-	6,659,700	-	6,659,700	15.30

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	110	188,110
当期間における取得自己株式	-	-

(注)1. 「当事業年度における取得自己株式」及び「当期間における取得自己株式」の内訳は、単元未満株式の買取りであります。

2. 「当期間における取得自己株式」には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	6,659,760	-	6,659,760	-

(注)1. 当期間における処理自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡請求による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡請求による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し安定した配当政策を実施すること、また、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。具体的には、上記方針を踏まえ連結配当性向30%以上の配当を目標といたします。これらの剰余金の配当の決定機関については、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行う。」旨定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、2020年1月28日付「業績予想及び配当予想の修正（増配）に関するお知らせ」にて公表しましたように通期の業績予想を修正することに伴い、期末配当予想を1株当たり14円から3円増配の17円に修正しております。すでに2019年12月2日に1株当たり13円の間配当金をお支払しておりますので、年間配当金といたしましては1株当たり30円となります。

次期の1株当たり配当金につきましては、現段階では未定としております。内部留保につきましては、中長期的な視点にたって、経営基盤の強化を目指して研究開発や設備投資及び経営効率の向上のための投資等に有効活用してまいります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年10月25日 取締役会決議	479	13
2020年4月28日 取締役会決議	626	17

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスの考え方は、経営理念、経営ビジョン、モットーを基本としております。

当社は、経営の健全化、経営の迅速化及び透明性を高め、企業価値の向上を図るためにも、株主の視点を重視したコーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題の一つと認識し、その取り組みを行っております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、指名委員会等設置会社の体制をとることにより、執行役による迅速な経営判断・業務執行の実現を図るとともに、取締役会及び3委員会（指名委員会・報酬委員会・監査委員会）において、業務執行の効率性を継続的に監視し、透明性と公平性の高い経営の実現を図っております。

(ア) 取締役会

取締役会は、9名の取締役（うち6名は社外取締役）からなり、法令の範囲内で職務権限を執行役に委任し、中期経営計画、経営方針等の経営の基本方針に関わる重要事項の決定及び業務執行状況の監督に注力しております。取締役は、和田守史、納富継宣、渡一の3氏であります。社外取締役は、入澤武久、野村滋、箱崎幸也、石井潔、中村規代実及び藤吉彰の6氏であります。

(イ) 指名委員会

指名委員会は、取締役指名基準及び解任基準を踏まえて、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容等を決定しております。

同委員会は、社外取締役を委員長とし、1名の取締役（和田守史）と2名の社外取締役（石井潔、入澤武久）により構成されております。

(ウ) 報酬委員会

報酬委員会は、取締役及び執行役に対する個人別報酬の決定に関する方針及び個人別報酬等を決定しております。同委員会は、社外取締役を委員長とし、1名の取締役（和田守史）と2名の社外取締役（箱崎幸也、藤吉彰）により構成されております。

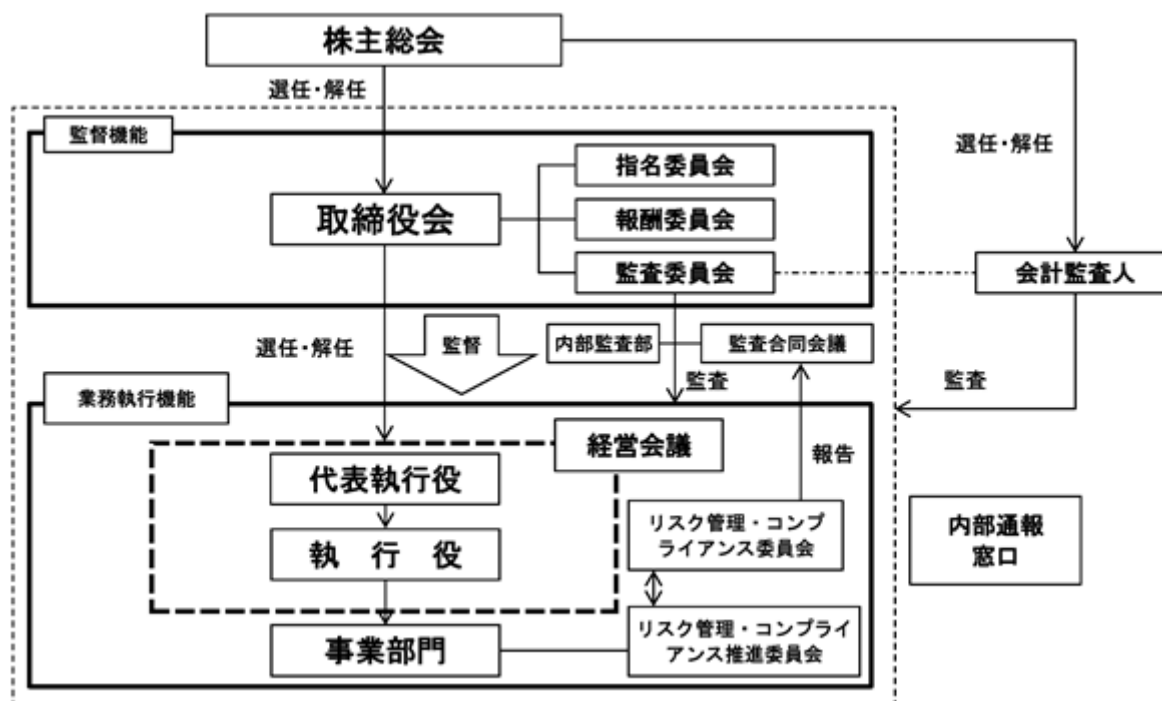
(エ) 監査委員会

監査委員会は、監査の基本方針・実施計画に関する事項、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容等を決定しております。同委員会は、社外取締役を委員長とする3名の社外取締役（野村滋、中村規代実、藤吉彰）により構成されております。

(オ) 業務執行機関等

1名の代表執行役と執行役8名が担当しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、下記のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

当社の内部統制システム及びリスク管理体制整備の基本方針は以下のとおりであります。

(ア) 監査委員会の職務の執行のために必要な事項

a. 当社監査委員会の職務を補助すべき当社使用人に関する事項

当社は、当社監査委員会の職務を補助するために、監査委員会事務局を設置し、その業務を内部監査部が担当する。

b. 当社監査委員会の職務を補助すべき当社の使用人の当社執行役からの独立性に関する事項

当社は、社内規則（「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規則」）に従い、内部監査部に所属する使用人について、当社執行役からの独立性を確保する。転入・転出については、あらかじめ監査委員会の承認を得て決定し、また、人事考課及び給与については、その職務をもって使用人が不利な取扱いを受けないことを確保するものとする。

c. 当社監査委員会の職務を補助すべき当社の使用人に対する当社監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、内部監査部に所属する使用人が、その職務を遂行するうえで不当な制約を受けることがないことを確保するものとする。内部監査部に所属する使用人は、その職務を遂行するうえで社内または社外から不当な制約を受けた時は、当社監査委員会またはあらかじめ監査委員会が指名する監査委員に報告し、不当な制約を排除するよう求めなければならない。

d. 当社取締役、執行役及び使用人が当社監査委員会に報告をするための体制並びに子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査委員会に報告をするための体制

当社は、当社監査委員会に報告する事項を社内規則（「監査委員会等への情報報告に関する規則」）に定め、当社取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社監査委員会に報告をするものとする。

また、当社監査委員会委員は、当社取締役会など重要な会議に出席し、業務執行状況を把握するとともに定期的に開催される監査合同会議において、各部門から報告を受ける。なお、コンプライアンスの徹底を図るため、当社は社内・社外に内部通報窓口を設けている。

e. 当社監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社監査委員会は、監査委員会に報告がなされたことを理由として、当該報告を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保するものとする。

f. 当社監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社監査委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士、その他社外の専門家に対して助言、調査、鑑定その他の事務を委託するとき、または着手金等の前払及び事後的に発生した費用等の償還その他の費用に関する請求があった時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員会の職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、当該費用の支払または債務処理を行わなければならない。

g. その他当社監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査委員会委員は、業務の執行状況を把握するために当社取締役会など重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、監査業務を円滑に推進する。また、監査合同会議により監査の実効性確保を確認するとともに必要に応じて会計監査人との連携を確保する。

(イ) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制

a. 当社執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報の保存及び管理に関する社内規程に従い、執行役の業務執行に係る情報、議事録及び関連資料、その他重要な情報・文書等の保存を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

b. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社（以下、「当社グループ」という）の事業推進に伴う損失の危険（以下、「リスク」という）は、当社グループのリスク管理を体系的に定める「栄研グループ・リスク管理規程」を制定し、リスク管理・コンプライアンス委員会で継続的に把握・管理する。

また、全社的なリスクの総括を職務とするリスク管理担当執行役は、同規程に基づき有事の際に迅速かつ適切な情報伝達と緊急対策体制を整備する。

c. 当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの経営の基本方針に係る重要事項については、当社取締役会の審議を経て執行決定を行う。業務執行については、「執行役規則」及び「職務権限規程」に基づき、適正な指示命令系統のもと迅速かつ円滑な業務の執行を行う。

取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとして、業務執行の効率性を継続的に監視する。

また、子会社においても職務権限を定め、効率的に業務の執行を行う。

なお、当社監査委員会は、当社及び子会社から成る栄研グループにおける業務の適正確保のために、各々の内部統制システムを監視するとともに適切な対応を行う。

d. 当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の子会社を担当する執行役は、子会社の自主性及び自立性を尊重したうえで、重要性等に応じ、当社代表執行役に報告する。

e. 当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動を取るための行動規範として「栄研グループ・グローバル行動規準」及び「栄研グループ・コンプライアンス規程」を制定し、「職務権限規程」と併せて、その実効性をより高めるため、社内研修を継続的に行う。

また、当社及び子会社にリスク管理・コンプライアンス委員会を設置するとともに、その下部機構であり事業所及び子会社単位の実行組織であるリスク管理・コンプライアンス推進委員会を設置しております。これらの委員会を通じて、企業倫理・法令遵守を推進するとともに内部監査部監査、リスク管理・コンプライアンス委員会、監査合同会議などにより、適法性及び効率性を継続的に監視する。

(ウ) 当社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社執行役が子会社役員を兼任することにより子会社の運営・管理を行うとともに、定期的に取り締り会及び経営会議に業績及び運営・管理の状況を報告することにより、子会社の業務の適正を確保しております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とし、取締役のうち2名以上は社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。）とする旨定款に定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社と取締役6名（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償金を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は10百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の選任決議要件

当社は、取締役を株主総会の決議によって選任し、その選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。なお、取締役の選任決議は累積投票によらないものとしております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

自己の株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的に自己株式の取得を行うことを目的とするものであります。

取締役及び執行役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）及び執行役（執行役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び執行役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役会決議事項を株主総会では決議できないことを定款で定めた場合の事項及びその理由

当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によって定めない旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

男性14名 女性1名 (役員のうち女性の比率6.7%)

役員一覧

a. 取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	和田 守史	1954年10月8日生	1978年3月 当社入社 2005年4月 生産統括部生産企画管理室長兼調達部長 2006年6月 当社執行役就任 2007年4月 生産統括部野木工場長 2007年5月 生産統括部東金工場長 2011年4月 当社常務執行役就任 2011年6月 当社取締役就任(現任) 2012年4月 営業統括部長 2014年6月 当社代表執行役社長就任(現任)	(注3)	4
取締役	納富 継宣	1958年5月7日生	1981年4月 当社入社 2001年5月 DUGユニット技術開発部長 2005年10月 研究開発統括部生物化学研究所副所長 2009年4月 研究開発統括部生物化学研究所長 2009年4月 当社執行役就任 2011年4月 研究開発統括部生物化学第二研究所長 2018年4月 研究開発統括部長 2018年6月 当社取締役就任(現任) 2018年6月 当社常務執行役就任 2020年4月 研究開発統括部長兼生産統括部長(現任) 2020年6月 当社専務執行役就任(現任)	(注3)	-
取締役	渡 一	1960年10月17日生	1985年3月 当社入社 2013年4月 経営戦略室経営企画部長 2014年6月 営業統括部海外営業室長 2015年4月 当社執行役就任 2016年4月 海外事業室長 2020年4月 経営管理統括部長兼海外事業室長(現任) 2020年6月 当社常務執行役就任(現任) 2020年6月 当社取締役就任(現任)	(注3)	64
取締役	入澤 武久	1965年6月1日生	2002年10月 弁護士登録(現在に至る) 入澤法律事務所パートナー就任 2008年6月 明星電気株式会社社外監査役就任(現任) 2008年6月 当社取締役就任(現任)	(注3)	-
取締役	野村 滋	1952年9月11日生	1975年11月 アーンストアンドウィニー(現アーンストアンドヤング)東京事務所入所 1979年2月 公認会計士登録(現在に至る) 1988年4月 アーンストアンドヤング税理士事務所(現EY税理士法人)パートナー 1999年12月 同法人総括代表社員 2011年7月 野村滋公認会計士事務所開設(現任) 2012年4月 株式会社K-GOLDインターナショナル社外監査役 2012年7月 特定非営利活動法人ビュー・コミュニケーションズ監事 2014年9月 積水ハウス・リート投資法人監督役員(現任) 2015年6月 当社取締役就任(現任)	(注3)	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	箱崎 幸也	1954年10月17日生	1983年6月 自衛隊富士病院 1987年8月 自衛隊中央病院消化器内科医長 1997年10月 同病院研究検査部検査課長・内視鏡室長 2000年8月 自衛隊阪神病院第一内科部長兼健康管理センター長 2004年8月 陸上自衛隊西部方面隊總監部医務官 2006年12月 自衛隊中央病院第一内科部長(診療幹事) 2014年10月 退官 2014年11月 医療法人社団元気会横浜病院病院長(現任) 2015年6月 当社取締役就任(現任) 2017年4月 首都大学東京(現東京都立大学)客員教授(現任)	(注3)	-
取締役	石井 潔	1952年10月24日生	1977年4月 石川島播磨重工業株式会社(現株式会社IHI)入社 2005年4月 同理事 航空宇宙事業本部防衛システム事業部長 2007年4月 同執行役員 航空宇宙事業本部副本部長兼防衛システム事業部長 2008年4月 株式会社アイ・エイチ・アイ・エアロスペース(現株式会社IHIエアロスペース)常務取締役 2008年6月 同代表取締役社長 2012年6月 株式会社IHIエアロスペース代表取締役会長(非常勤) 2012年6月 明星電気株式会社代表取締役社長兼最高経営執行責任者 2013年6月 株式会社IHIエアロスペース取締役(非常勤) 2016年6月 明星電気株式会社顧問 2018年7月 株式会社IHI顧問 2019年6月 当社取締役就任(現任) 2020年2月 株式会社協和精機社外取締役(現任)	(注3)	-
取締役	中村 規代実	1968年10月31日生	1998年4月 弁護士登録(現在に至る) 1998年4月 小野孝男法律事務所(現弁護士法人小野総合法律事務所)入所 2008年1月 石本哲敏法律事務所パートナー(現任) 2019年6月 当社取締役就任(現任)	(注3)	-
取締役	藤吉 彰	1954年3月19日生	1976年4月 エーザイ株式会社入社研究開発本部に配属 1988年8月 同社米国子会社Eisai America, Inc. 出向 1997年4月 同社米国子会社Eisai Research Institute of Boston Inc. 出向 2000年4月 同社研開発企画部計画グループ部長 2003年7月 同社広報部IRグループ部長 2006年6月 同社執行役コーポレートコミュニケーション・IR担当 2009年6月 同社取締役監査委員 2014年6月 同社顧問 2017年3月 株式会社船場社外取締役監査等委員(現任) 2019年10月 Heartseed株式会社社外監査役(現任) 2020年6月 当社取締役就任(現任)	(注3)	-
計					68

(注) 1. 入澤武久、野村滋、箱崎幸也、石井潔、中村規代実及び藤吉彰の6氏は、社外取締役であります。

- 2 . 当社の委員会体制は下記のとおりであります。
指名委員会 委員 石井潔、入澤武久、和田守史
報酬委員会 委員 箱崎幸也、藤吉彰、和田守史
監査委員会 委員 野村滋、中村規代実、藤吉彰
- 3 . 2020年 6 月23日開催の定時株主総会の終結の時から 1 年間

b. 執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表執行役社長	和田 守史	1954年10月8日生	a. 取締役の状況参照	(注)	4
専務執行役 研究開発統括部長 兼生産統括部長	納富 継宣	1958年5月7日生	a. 取締役の状況参照	(注)	-
常務執行役 経営管理統括部長 兼海外事業室長	渡 一	1960年10月17日生	a. 取締役の状況参照	(注)	64
執行役 中国事業室長	野口 典久	1961年2月22日生	1984年3月 当社入社 2004年4月 営業統括部東日本営業部東京第三営業所長 2009年4月 営業統括部大阪営業所長 2012年4月 当社執行役就任(現任) 2012年4月 営業統括部マーケティング推進室長兼機器システム部長 2014年6月 中国事業室長(現任) 2014年6月 栄研生物科技(中国)有限公司董事長就任(現任)	(注)	134
執行役 信頼性保証統括部長	定本 伸也	1961年10月12日生	1984年3月 当社入社 2009年4月 研究開発統括部生物化学研究所第三部長 2011年4月 研究開発統括部生物化学第一研究所第三部長 2012年4月 当社執行役就任(現任) 2012年4月 研究開発統括部生物化学第一研究所長 2014年6月 研究開発統括部開発部長 2015年4月 信頼性保証統括部長(現任)	(注)	-
執行役 生産統括部野木工場長	上田 和久	1958年10月19日生	1981年4月 当社入社 2008年4月 生産統括部野木工場品質管理部長 2013年4月 当社執行役就任(現任) 2013年4月 生産統括部野木工場長 2015年4月 生産統括部那須工場長 2018年4月 生産統括部長兼野木工場長 2020年6月 生産統括部野木工場長(現任)	(注)	44

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
執行役 営業統括部長	原田 直道	1960年12月17日生	1986年4月 当社入社 2007年7月 営業統括部京都営業所長 2010年4月 営業統括部名古屋営業所長 2013年4月 営業統括部営業管理室長 2013年10月 営業統括部営業管理室計画部長 2017年1月 当社執行役就任(現任) 2017年1月 営業統括部長(現任) 2019年4月 国内営業室長	(注)	-
執行役 営業統括部 マーケティング推進室長	高橋 朋良	1957年10月16日生	1980年4月 当社入社 2007年4月 マーケティング推進室第一部長 2010年4月 営業統括部市場対策室販売戦略部長 2012年4月 営業統括部マーケティング推進室 MKT三部長 2014年6月 営業統括部マーケティング推進室 長 2016年4月 営業統括部機器推進室長 2017年4月 当社執行役就任(現任) 2019年4月 営業統括部マーケティング推進室 長(現任)	(注)	2
執行役 研究開発統括部 生物化学第一研究所長 兼基礎研究所長	神田 秀俊	1960年5月1日生	1985年3月 当社入社 2009年4月 研究開発統括部生物化学研究所第 二部長 2011年4月 研究開発統括部生物化学第二研究 所第一部長 2016年4月 研究開発統括部企画開発部長 2018年4月 研究開発統括部基礎研究所長 2020年4月 研究開発統括部生物化学第一研究 所長兼基礎研究所長(現任) 2020年4月 当社執行役就任(現任)	(注)	20
計					268

(注) 2020年6月23日の定時株主総会終結後最初に開催された取締役会の終結の時から1年間

社外役員の状況

当社の取締役9名のうち、社外取締役は以下の6名であります。

氏名	相手先及び役職名	当社との人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係
入澤 武久	弁護士 入澤法律事務所 明星電気(株) 社外監査役	当社は入澤武久氏の所属する入澤法律事務所に所属する他の弁護士と法律に関する顧問契約を結んでおりますが、その額は480万円と軽微であり、当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。
野村 滋	公認会計士 野村滋公認会計士事務所 積水ハウス・リート投資法人 監督役員	ありません。なお、当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。
箱崎 幸也	医師 医療法人社団元気会横浜病院 病院長 東京都立大学 客員教授	ありません。なお、当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。
石井 潔	株式会社協和精機 社外取締役	ありません。なお、当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。
中村 規代実	弁護士 石本哲敏法律事務所パートナー	ありません。なお、当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。
藤吉 彰	株式会社船場 社外取締役監査等委員 Heartseed株式会社 社外監査役	ありません。なお、当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。

社外取締役入澤武久は、弁護士として、その経歴を通じて培われた法律の専門家としての知識・経験を有しており、社外取締役として適任であると考えております。

社外取締役野村滋は、公認会計士として、その経歴を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識・経験を有しており、社外取締役として適任であると考えております。

社外取締役箱崎幸也は、医師として、その経歴を通じて培われた知識・経験及び医薬業界に関する高い見識を有しており、社外取締役として適任であると考えております。

社外取締役石井潔は、長年企業経営に携わった経歴から経営に関する高い見識を有しており、社外取締役として適任であると考えております。

社外取締役中村規代実は、弁護士として、その経歴を通じて培われた法律の専門家としての知識・経験を有しており、社外取締役として適任であると考えております。

社外取締役藤吉彰は、大手製薬企業において長年にわたり研究開発、海外事業、IR等に携り、豊富な経験と幅広い知見を有しており、社外取締役として適任であると考えております。

社外取締役6名は、業務執行を行う経営陣と直接の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれもないため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。また、社外取締役は、指名・監査・報酬の各委員会の委員を兼任しており、取締役会及び各委員会において当社から独立した立場で、当社の経営と執行の監督及び当社のコーポレート・ガバナンスに対して適宜、有益な助言・提言を行っております。

なお、監査委員を兼任する社外取締役は、「社外取締役又は監査委員会による監督又は監査と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係」に記載のとおり、内部監査部門及び会計監査人と連携を図っております。また、リスク管理・コンプライアンス委員会より定期的に報告を受け、当社のリスク及びその対応に関して継続的に把握しております。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準を下記のとおり定めております。

「社外取締役の独立性に関する基準」

当社の社外取締役が独立性を有していると認められる場合には、以下の何れにも該当してはならない。

1. 法令に定める要件に該当しない者
2. 当社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度の年間連結売上高の2%以上または年間1億円の何れか高い方の支払を当社から受けた者）
3. 当社の主要取引先である者（当社の直近事業年度の年間連結売上高の2%以上の支払または当社の当該年度の連結総資産の2%以上の融資を当社に行っている者）
4. 当社から役員報酬以外に、一定額（注1）以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家、及びその他の専門家
5. 当社から一定額（注1）を超える寄付または助成を受けている者
6. 当社大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）
7. 当社の監査法人に属する者
8. 当社の業務執行者（注2）が他の会社にて社外役員に就いている、または就いていた場合における当該他の会社の業務執行者（注2）
9. 上記2～6に該当する者が法人・組合等の団体である場合には、当該団体に所属する業務執行者（注2）
10. 過去3年間に於いて上記2～9の何れかに該当していた者
11. 上記2～10に該当する者が重要な者（注3）である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

（脚注）

注1：一定額とは、年間10百万円とする。

注2：業務執行者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事（外部理事を除く）、その他これらに類する役職者及び使用人等の業務を執行する者をいう。

注3：重要な者とは取締役、執行役、執行役員、その他重要な使用人をいう。

以 上

社外取締役又は監査委員会による監督又は監査と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の内部監査につきましては、監査委員会と内部監査部門の連携の下に、定期的に監査合同会議を開催し、各部門から報告を受けております。

監査委員会は、会計監査人より監査及び四半期レビューの年間計画及び各四半期・事業年度の監査結果報告を受けるなど、会計監査人との連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査委員会監査の状況

監査委員会につきましては、社外取締役3名で構成されており、当社並びに子会社からなる栄研グループにおける業務の適正確保のために、各々の内部統制システムを監視するとともに適切な対応を行っております。監査委員は、業務の執行状況を把握するために取締役会など重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるとともに、監査合同会議により各部門からの報告を受けて監査の実効性確保を確認して、監査業務を行っております。なお、監査委員野村滋氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査委員会の職務を補助するために、監査委員会事務局を設置し、その業務を監査部2名が担当しております。当事業年度において、監査委員会を8回開催しており、個々の監査委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	出席回数/開催回数 (注)1	出席率 (注)1
内山田 邦夫	8回/8回	100%
野村 滋	8回/8回	100%
中村 規代実 (注)2	6回/6回	100%
勝又 淳旺 (注)3	2回/2回	100%

(注)1. 当事業年度における在任期間中の開催日数に基づいております。

2. 2019年6月25日に就任しております。

3. 2019年6月25日に退任しております。

監査委員会における主な検討事項としては、監査方針及び監査計画の策定、取締役及び執行役の職務執行状況、内部統制システムの整備・運用状況並びに会計監査人の監査の方法及び結果の相当性等であります。

内部監査の状況

- a. 内部監査につきましては、代表執行役社長直轄の組織として監査部2名で構成されております。監査担当者は、年間の計画に基づき財務報告に関する内部統制状況の内部監査を含めて当社の各種基準等への準拠性に関する内部監査を実施し、経営の効率化や業務改善の指摘を行い、改善要求に対する被監査部門の取組状況の確認を行っております。
- また、ISO規格による環境及び品質の内部監査につきましては、当社が資格付与した内部監査員(17名)が定期的に監査を実施しております。
- b. 監査部の内部監査結果及びISO規格による環境及び品質の内部監査結果につきましては、監査合同会議を開催し、各部門から監査委員会に報告を行うとともに、会計監査人にも定期的に情報共有を行っております。また、監査委員会は、会計監査人より監査及び四半期レビューの年間計画及び各四半期・事業年度の監査結果報告を受け聴取を行うとともに、必要に応じて会計監査人の監査に立会うなど、連携を図っております。

会計監査の状況

- a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

- b. 継続監査期間

33年

(注) 当社は、1988年からEY新日本有限責任監査法人(当時は太田昭和監査法人)と監査契約を締結しております。

- c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 海野 隆善

指定有限責任社員 業務執行社員 伊東 朋

- d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他8名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人より報告のあった「会計監査人の職務の遂行に関する監査委員への報告」と「品質管理体制」の各項目について確認を行い、当社の会計監査業務に関し適切な品質管理の下で遂行できるものと判断し、監査法人を継続（再任）することを決定いたしました。

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の解任または不再任の必要があると判断した場合は、解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき監査委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査委員会による監査法人の評価

監査委員会では、一つ目に監査法人に対し定期的なレビューを行ったことと金融庁より業務改善命令等の処分を受けて行った業務改善計画の進捗状況について聴取を行ったこと、二つ目に金融庁や公認会計士協会の外部評価がどうなっているかを確認したこと、三つ目に会計監査人の評価及び選定基準について「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（2017年10月13日、日本監査役協会）に準拠した、「監査法人に関する監査調書」及び「監査法人の監査の相当性判断に関するチェックリスト」を策定しており、そのチェックリストの評価方法に従って確認を行ったこと、以上の三つの確認・チェックを行ったことにより監査法人が当社の会計監査人として適正であると判断をいたしました。

監査報酬等の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	36	0	42	3
連結子会社	-	-	-	-
計	36	0	42	3

当社における非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である収益認識会計基準に関する助言業務を委託し、対価を支払っております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（Ernst & Young）に属する組織に対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	-	1	-	3
計	-	1	-	3

連結子会社における非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である税務に関する助言業務を委託し、対価を支払っております。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

定めておりません。

e. 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査報酬の見積等を確認し、過去の報酬実績等と比較検討した結果、会計監査人の報酬等につき妥当と判断したことによります。

(4) 【役員の報酬等】

報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の決定方針及び当該方針の内容

当社は、指名委員会等設置会社であり、社外取締役が過半数を占める報酬委員会の決議により、取締役及び執行役の個人別報酬を決定しております。

当事業年度の当社役員の報酬等の額は、2019年6月18日開催の報酬委員会により決議されております。

a) 基本方針

取締役及び執行役の報酬決定の基準は、当社グループの業績向上の意欲を高め、株主価値の増大に資する目的で、各人の役位・担当執行業務に応じた職責、当社業績、経営環境、世間水準等を考慮のうえ決定いたします。

b) 具体的方針

取締役及び執行役の報酬は「固定報酬」、「業績連動報酬」、「株式報酬型ストックオプション」で構成され、具体的には以下のとおりであります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は、業績との連動を行わず、固定報酬のみとしております。

イ) 固定報酬

固定報酬は取締役・執行役の別、役位及び職務の内容に応じて一定の額を毎月支払います。

ロ) 業績連動報酬

業績連動報酬は常勤の取締役・執行役に対して支給し、毎期の持続的な業績改善へのインセンティブとして、当事業年度の連結売上高・連結営業利益の目標達成度及び前年度からの改善度、並びに当社が重視する経営指標であるROEを評価指標として、総額を決定いたします。さらに、執行役に対しては、持続的成長を実現するための事業基盤の再構築への取り組みなど、財務的な業績数値では測ることができない戦略目標の達成度を評価基準に加えるため、個人別に設定した担当職務の目標達成度を評価し、支給します。2019年3月期及び2020年3月期の評価指標の目標及び実績は以下のとおりであります。

評価指標	2019年3月期		2020年3月期	
	目標	実績	目標(注)	実績
連結売上高(百万円)	36,760	35,761	35,900	36,585
連結営業利益(百万円)	4,200	4,611	3,600	4,622
ROE(%)	9.2	10.3	7.4	9.9

(注) 2020年1月28日付で中期経営計画数値目標を見直しておりますが、2020年3月期の業績評価は当初数値目標を基準とすることから、見直し前の数値目標を記載しております。

ハ) 株式報酬型ストックオプション

常勤の取締役・執行役に対して、その報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、株主の皆様とリスク・リターンを共有化し企業価値をより一層高めることを目的として、役位及び職務の内容に応じて新株予約権を割当てます。新株予約権の発行総数は上限を設けて実施いたします。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の 員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬型 ストックオプション	
取締役 (社外取締役を除く)	10	10	-	-	3
執行役	233	112	61	58	11
社外取締役	58	58	-	-	7

(注) 1. 執行役を兼務する取締役3名の報酬等の額は、取締役としての報酬等と執行役としての報酬等を区分した上で、それぞれの報酬等の額に含めて表示しております。

2. 執行役の支給額には、使用人兼務執行役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、営業活動の円滑な推進、取引関係維持、業務及び資本提携のため、合理性があると認める場合に限り、取引先の株式を純投資目的以外の目的である投資株式の区分で保有します。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、事業の発展に資すると判断する限り保有を継続することを基本方針としております。保有意義の検証については、毎年取締役会において当社の資本コストを踏まえて、それに対するリターン（配当や取引状況等の定量要素に加え、経営戦略上の重要性や事業上の関係等を総合的に判断）やリスクが見合っているかどうかについて議論をしております。保有する意義が乏しいと判断される銘柄については、株価動向等を勘案した上で売却を進めることとしております。上場株式について、2019年度においては、2019年4月25日の取締役会において検討を実施した結果、5銘柄の売却、5銘柄の保有を継続するという方針を決定しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	5	23
非上場株式以外の株式	5	61

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	5	79

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	-	62,000	・同社株式は、当社の事業活動の円滑化のため保有しておりましたが、定量的保有効果等総合的に判断した結果、当事業年度に売却いたしました。	無
	-	35		
(株)みずほフィナンシャルグループ	-	154,540	・同社株式は、当社の事業活動の円滑化のため保有しておりましたが、定量的保有効果等総合的に判断した結果、当事業年度に売却いたしました。	無
	-	26		
第一生命ホールディングス(株)	-	10,100	・同社株式は、当社の事業活動の円滑化のため保有しておりましたが、定量的保有効果等総合的に判断した結果、当事業年度に売却いたしました。	無
	-	16		
(株)ビジネスブレイン太田昭和	-	1,100	・同社株式は、当社の事業活動の円滑化のため保有しておりましたが、定量的保有効果等総合的に判断した結果、当事業年度に売却いたしました。	有
	-	2		
日水製薬(株)	-	1,464	・同社株式は、当社の事業活動の円滑化のため保有しておりましたが、定量的保有効果等総合的に判断した結果、当事業年度に売却いたしました。	無
	-	1		
(株)ファルコホールディングス	26,000	26,000	・同社株式は、当社の事業活動の円滑化のため保有しております。 ・当社は保有株式について資本コストを踏まえ、配当・取引額等に加え、経営戦略上の重要性や事業上の関係等を総合的に判断し保有しております。定量的な保有効果については、取引先との関係性を考慮し記載しませんが、上記方針に基づいて総合的に保有効果を判断しております。	無
	41	36		
みらかホールディングス(株)	3,643	3,643	・同社株式は、当社の事業活動の円滑化のため保有しております。 ・当社は保有株式について資本コストを踏まえ、配当・取引額等に加え、経営戦略上の重要性や事業上の関係等を総合的に判断し保有しております。定量的な保有効果については、取引先との関係性を考慮し記載しませんが、上記方針に基づいて総合的に保有効果を判断しております。	無
	8	10		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)スズケン	2,395	2,395	・同社株式は、当社の事業活動の円滑化のため保有しております。 ・当社は保有株式について資本コストを踏まえ、配当・取引額等に加え、経営戦略上の重要性や事業上の関係等を総合的に判断し保有しております。定量的な保有効果については、取引先との関係性を考慮し記載しませんが、上記方針に基づいて総合的に保有効果を判断しております。	無
	8	15		
東邦ホールディングス(株)	752	752	・同社株式は、当社の事業活動の円滑化のため保有しております。 ・当社は保有株式について資本コストを踏まえ、配当・取引額等に加え、経営戦略上の重要性や事業上の関係等を総合的に判断し保有しております。定量的な保有効果については、取引先との関係性を考慮し記載しませんが、上記方針に基づいて総合的に保有効果を判断しております。	無
	1	2		
(株)ほくやく・竹山ホールディングス	1,050	1,050	・同社株式は、当社の事業活動の円滑化のため保有しております。 ・当社は保有株式について資本コストを踏まえ、配当・取引額等に加え、経営戦略上の重要性や事業上の関係等を総合的に判断し保有しております。定量的な保有効果については、取引先との関係性を考慮し記載しませんが、上記方針に基づいて総合的に保有効果を判断しております。	無
	0	0		

(注)「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

みなし保有株式

該当事項はございません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はございません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表及び第82期事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し情報を取得するとともに、監査法人及び各種団体が主催する講習会に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,554	10,098
受取手形及び売掛金	11,959	11,017
リース債権	13	13
リース投資資産	243	275
商品及び製品	3,551	4,342
仕掛品	1,244	1,460
原材料及び貯蔵品	1,030	1,371
その他	255	329
貸倒引当金	-	4
流動資産合計	25,852	28,903
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	19,137	19,223
減価償却累計額	11,387	11,151
建物及び構築物(純額)	7,750	8,071
機械装置及び運搬具	6,225	6,159
減価償却累計額	4,746	4,936
機械装置及び運搬具(純額)	1,479	1,222
工具、器具及び備品	3,593	3,852
減価償却累計額	3,081	3,269
工具、器具及び備品(純額)	512	582
土地	996	1,931
リース資産	520	425
減価償却累計額	264	236
リース資産(純額)	256	188
建設仮勘定	100	43
有形固定資産合計	11,095	12,041
無形固定資産	744	1,019
投資その他の資産		
投資有価証券	555	3,487
長期預金	5,900	1,900
退職給付に係る資産	1,200	1,020
繰延税金資産	570	661
その他	1,367	1,305
貸倒引当金	6	16
投資その他の資産合計	9,587	8,357
固定資産合計	21,427	21,418
資産合計	47,279	50,322

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,148	4,586
電子記録債務	2,432	2,738
リース債務	368	376
未払法人税等	770	702
資産除去債務	15	-
賞与引当金	739	745
返品調整引当金	7	5
その他	2,499	2,586
流動負債合計	10,981	11,740
固定負債		
リース債務	830	829
資産除去債務	33	33
その他	419	416
固定負債合計	1,284	1,278
負債合計	12,265	13,018
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,897	6,897
資本剰余金	7,935	7,935
利益剰余金	22,869	25,302
自己株式	3,165	3,165
株主資本合計	34,537	36,969
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	51	23
為替換算調整勘定	88	16
退職給付に係る調整累計額	79	22
その他の包括利益累計額合計	219	17
新株予約権	257	316
純資産合計	35,014	37,303
負債純資産合計	47,279	50,322

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	35,761	36,585
売上原価	1 20,069	1 20,355
売上総利益	15,692	16,229
返品調整引当金戻入額	6	7
返品調整引当金繰入額	7	5
差引売上総利益	15,692	16,230
販売費及び一般管理費	2, 3 11,080	2, 3 11,608
営業利益	4,611	4,622
営業外収益		
受取利息	4	8
受取配当金	5	4
受取賃貸料	17	14
受取補償金	16	5
業務受託料	15	5
補助金収入	-	21
その他	40	54
営業外収益合計	100	115
営業外費用		
支払利息	7	4
減価償却費	7	-
支払補償費	6	-
支払手数料	-	5
その他	8	4
営業外費用合計	30	14
経常利益	4,681	4,723
特別利益		
固定資産売却益	4 0	4 0
投資有価証券売却益	97	33
特別利益合計	98	33
特別損失		
固定資産除売却損	5 24	5 32
減損損失	106	-
特別損失合計	130	32
税金等調整前当期純利益	4,649	4,724
法人税、住民税及び事業税	1,201	1,218
法人税等調整額	0	32
法人税等合計	1,201	1,185
当期純利益	3,447	3,538
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	3,447	3,538

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	3,447	3,538
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	103	28
為替換算調整勘定	26	71
退職給付に係る調整額	80	101
その他の包括利益合計	1 50	1 201
包括利益	3,397	3,337
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,397	3,337
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,897	7,898	20,359	3,279	31,876
当期変動額					
剰余金の配当			937		937
親会社株主に帰属する当期純利益			3,447		3,447
自己株式の取得				1	1
自己株式の処分		36		115	151
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	36	2,510	114	2,661
当期末残高	6,897	7,935	22,869	3,165	34,537

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	155	114	1	269	333	32,478
当期変動額						
剰余金の配当						937
親会社株主に帰属する当期純利益						3,447
自己株式の取得						1
自己株式の処分						151
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	103	26	80	50	75	125
当期変動額合計	103	26	80	50	75	2,535
当期末残高	51	88	79	219	257	35,014

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,897	7,935	22,869	3,165	34,537
当期変動額					
剰余金の配当			1,106		1,106
親会社株主に帰属する当期純利益			3,538		3,538
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	2,432	0	2,432
当期末残高	6,897	7,935	25,302	3,165	36,969

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	51	88	79	219	257	35,014
当期変動額						
剰余金の配当						1,106
親会社株主に帰属する当期純利益						3,538
自己株式の取得						0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	28	71	101	201	58	143
当期変動額合計	28	71	101	201	58	2,289
当期末残高	23	16	22	17	316	37,303

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	4,649	4,724
減価償却費	1,594	1,627
減損損失	106	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	14
返品調整引当金の増減額(は減少)	0	1
賞与引当金の増減額(は減少)	9	6
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	263	55
株式報酬費用	76	58
受取利息及び受取配当金	10	13
支払利息	7	4
為替差損益(は益)	0	6
有形固定資産除売却損益(は益)	23	32
投資有価証券売却損益(は益)	97	33
売上債権の増減額(は増加)	242	937
たな卸資産の増減額(は増加)	532	1,362
その他の流動資産の増減額(は増加)	34	68
投資その他の資産の増減額(は増加)	7	6
仕入債務の増減額(は減少)	883	745
その他の流動負債の増減額(は減少)	15	40
その他	87	72
小計	4,448	6,727
利息及び配当金の受取額	10	12
利息の支払額	7	4
保険金の受取額	6	5
法人税等の支払額	1,147	1,280
法人税等の還付額	7	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,318	5,460
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	769	2,307
有形固定資産の売却による収入	1	9
無形固定資産の取得による支出	435	500
固定資産の除却による支出	6	7
投資有価証券の取得による支出	300	3,021
投資有価証券の売却による収入	115	79
定期預金の預入による支出	6,127	3,126
定期預金の払戻による収入	3,099	5,100
その他の支出	13	60
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,435	3,711
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の買取・処分による収入及び支出	1	0
配当金の支払額	937	1,106
その他	145	114
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,083	1,220
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	4
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,202	532
現金及び現金同等物の期首残高	6,651	4,448
現金及び現金同等物の期末残高	14,448	14,981

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称 1社

栄研生物科技(中国)有限公司

(2) 非連結子会社の数及び名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である栄研生物科技(中国)有限公司の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、正規の決算に準ずる合理的な手続きによる決算(仮決算)を実施する方法によって作成しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

a. 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

b. その他有価証券

(時価のあるもの)

決算日の市場価格等(株式については決算日前1ヶ月の市場価格の平均)に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(時価のないもの)

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

商品、製品、原材料及び仕掛品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定率法を採用し、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、当社は1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～38年

機械装置及び運搬具 4年～10年

工具、器具及び備品 5年～8年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

返品調整引当金

当連結会計年度の売上高に対して予想される返品損失に備えるため、将来の返品見込損失額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用していません。

ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

当社の内規に基づき、為替変動リスクを回避する目的で行っております。

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段...為替予約

ヘッジ対象...外貨建買入債務、外貨建未払金

ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象に対し同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約を各々の買入債務に振当てております。そのため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、有効性の評価を省略しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資等からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

当社グループとしては、新型コロナウイルス感染症は2021年3月期の一定期間にわたり社会・経済に広範な影響を及ぼすことが予想されるものの、当該前提の下で同感染症が事業に与える影響を総合的に勘案したところ、現時点において当社グループの会計上の見積りを行うにあたっては長期的な影響は及ぼさず大きな影響はないと考えており、諸条件は平常時と同水準となる仮定のもと、各種の会計上の見積りを行っております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(連結貸借対照表関係)

- 1 期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
受取手形	17百万円	- 百万円

- 2 運転資金の効率的な調達を行うため当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	5,400百万円	5,400百万円
借入実行残高	- 百万円	- 百万円
差引額	5,400百万円	5,400百万円

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損（洗替法による戻入額相殺後の額）が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	7百万円	50百万円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料	2,265百万円	2,231百万円
賞与引当金繰入額	397百万円	397百万円
退職給付費用	197百万円	171百万円
研究開発費	2,904百万円	3,332百万円
貸倒引当金繰入額	- 百万円	17百万円

- 3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	2,904百万円	3,332百万円

- 4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円
計	0百万円	0百万円

- 5 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	7百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	5百万円	2百万円
工具、器具及び備品	4百万円	0百万円
土地	- 百万円	11百万円
ソフトウェア	- 百万円	1百万円
解体撤去費用	5百万円	16百万円
計	24百万円	32百万円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	51百万円	8百万円
組替調整額	97	33
税効果調整前	149	41
税効果額	45	12
その他有価証券評価差額金	103	28
為替換算調整勘定：		
当期発生額	26	71
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	25	236
組替調整額	90	90
税効果調整前	115	145
税効果額	35	44
退職給付に係る調整額	80	101
その他の包括利益合計	50	201

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1.2.	21,770,719	21,770,719	-	43,541,438
合計	21,770,719	21,770,719	-	43,541,438
自己株式				
普通株式(注)1.3.4.	3,451,111	3,451,539	243,000	6,659,650
合計	3,451,111	3,451,539	243,000	6,659,650

- (注) 1. 当社は2018年4月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。
 2. 普通株式の発行済株式総数の増加21,770,719株は株式分割によるものであります。
 3. 普通株式の自己株式数の増加3,451,539株は、株式分割による増加3,451,111株、単元未満株式の買取りによる増加428株であります。
 4. 普通株式の自己株式数の減少243,000株は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	257
	合計	-	-	-	-	-	257

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年4月27日取締役会	普通株式	457	25	2018年3月31日	2018年6月4日
2018年10月23日取締役会	普通株式	479	13	2018年9月30日	2018年12月3日

- (注) 当社は2018年4月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、2018年3月31日を基準日とする配当につきましては、株式分割前の株式数を基準とした金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年4月25日取締役会	普通株式	626	利益剰余金	17	2019年3月31日	2019年6月3日

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	43,541,438	-	-	43,541,438
合計	43,541,438	-	-	43,541,438
自己株式				
普通株式（注）	6,659,650	110	-	6,659,760
合計	6,659,650	110	-	6,659,760

（注）普通株式の自己株式数の増加110株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	316
合計		-	-	-	-	-	316

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年4月25日 取締役会	普通株式	626	17	2019年3月31日	2019年6月3日
2019年10月25日 取締役会	普通株式	479	13	2019年9月30日	2019年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年4月28日 取締役会	普通株式	626	利益剰余金	17	2020年3月31日	2020年6月1日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	7,554百万円	10,098百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	3,106百万円	5,117百万円
現金及び現金同等物	4,448百万円	4,981百万円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

研究開発設備及び事務機器(工具、器具及び備品)並びに生産設備(機械装置及び運搬具)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	90	234
1年超	85	624
合計	176	859

(貸主側)

ファイナンス・リース取引

(1) リース投資資産の内訳

流動資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
リース料債権部分	258	291
受取利息相当額	14	16
リース投資資産	243	275

投資その他の資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
リース料債権部分	665	723
受取利息相当額	24	25
リース投資資産	640	697

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

流動資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	14	-	-	-	-	-
リース投資資産	258	-	-	-	-	-

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2020年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	14	-	-	-	-	-
リース投資資産	291	-	-	-	-	-

投資その他の資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	-	14	14	12	-	-
リース投資資産	-	227	182	135	77	43

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2020年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	-	14	12	-	-	-
リース投資資産	-	249	202	138	65	66

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金の運用については、安全性の高い金融商品にて実行し、運転資金及び設備投資については、基本的に手持資金（利益等の内部留保）と売掛債権信託（債権流動化）にて調達しております。デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避、及び余剰資金の運用を目的として利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、すべて1年以内の回収期日であります。なお、これらは顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制をとっております。

満期保有目的の債券は、取扱権限及び取扱限度額等を定めた社内ルールに従い、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

投資有価証券は、主に株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制をとっております。

長期預金は、満期日において元本金額が全額支払われ安全性は高いものであります。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、これらは流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループでは、月次に資金繰計画を作成し、手許流動性の維持により流動性リスクを管理する体制をとっております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に事業投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁権限者の承認を得て行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2．参照）。

前連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	7,554	7,554	-
(2) 受取手形及び売掛金	11,959	11,959	-
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	382	370	11
其他有価証券	147	147	-
(4) 長期預金	5,900	5,900	0
(5) 支払手形及び買掛金	(4,148)	(4,148)	-
(6) 電子記録債務	(2,432)	(2,432)	-
(7) リース債務	(1,199)	(1,206)	7
(8) デリバティブ取引	-	-	-

（負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。）

当連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	10,098	10,098	-
(2) 受取手形及び売掛金	11,017	11,017	-
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,402	3,353	49
其他有価証券	61	61	-
(4) 長期預金	1,900	1,900	0
(5) 支払手形及び買掛金	(4,586)	(4,586)	-
(6) 電子記録債務	(2,738)	(2,738)	-
(7) リース債務	(1,205)	(1,200)	5
(8) デリバティブ取引	-	-	-

（負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。）

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金並びに、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券他は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(4) 長期預金

長期預金の時価については、元利金の合計額を同様な新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) 支払手形及び買掛金並びに、(6) 電子記録債務

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (7) リース債務（流動負債「リース債務」と固定負債「リース債務」を合算しております。）
 これらは元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (8) デリバティブ取引
 為替変動リスクのヘッジについて振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております（上記（5）参照）。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式	25	23

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2019年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	7,554	-	-	-
受取手形及び売掛金	11,959	-	-	-
長期預金	-	5,900	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	80	-	-
その他	-	-	300	-
合計	19,514	5,980	300	-

当連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	10,098	-	-	-
受取手形及び売掛金	11,017	-	-	-
長期預金	-	1,900	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	80	3,000	-
その他	-	-	300	-
合計	21,116	1,980	3,300	-

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
 前連結会計年度（2019年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	368	305	238	167	76	42
合計	368	305	238	167	76	42

当連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	376	311	243	143	66	65
合計	376	311	243	143	66	65

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度（2019年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	82	83	0
	(3) その他	-	-	-
	小計	82	83	0
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	300	287	12
	小計	300	287	12
合計		382	370	11

当連結会計年度（2020年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	81	81	0
	(3) その他	-	-	-
	小計	81	81	0
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	3,020	3,007	13
	(3) その他	300	263	36
	小計	3,320	3,271	49
合計		3,402	3,353	49

2. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	147	72	74
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	147	72	74
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		147	72	74

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額25百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	61	26	34
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	61	26	34
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		61	26	34

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額23百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	115	97	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	115	97	-

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	79	33	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	79	33	-

4. 減損処理を行ったその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建				
	米ドル	買掛金	14	-	0
	ユーロ	買掛金	-	-	-
	中国元	買掛金	63	-	0
合計			77	-	1

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建				
	米ドル	買掛金・未払金	24	-	0
	ユーロ	買掛金	1	-	0
	中国元	買掛金	32	-	0
合計			58	-	0

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度、確定拠出企業年金制度、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

また、当社が加入する総合設立型の東京薬業企業年金基金は、1969年4月に設立され、主に東京都内に所在する約800社の医薬品、医療器具機械の製造・販売を行う企業が参加して運営されておりますが、当該基金制度は以下の退職給付債務及び年金資産には含めておらず、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,610百万円	3,395百万円
勤務費用	202	205
利息費用	20	19
数理計算上の差異の発生額	10	20
退職給付の支払額	426	270
退職給付債務の期末残高	3,395	3,370

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	4,522百万円	4,596百万円
期待運用収益	45	86
数理計算上の差異の発生額	14	215
事業主からの拠出額	440	193
退職給付の支払額	426	270
年金資産の期末残高	4,596	4,390

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	3,395百万円	3,370百万円
年金資産	4,596	4,390
	1,200	1,020
非積立型制度の退職給付債務	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,200	1,020
退職給付に係る資産	1,200	1,020
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,200	1,020

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	202百万円	205百万円
利息費用	20	19
期待運用収益	45	86
数理計算上の差異の費用処理額	90	90
確定給付制度に係る退職給付費用	268	228

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果調整前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
数理計算上の差異	115百万円	145百万円
合 計	115	145

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果調整前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未認識数理計算上の差異	114百万円	31百万円
合 計	114	31

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
一般勘定	26.36%	27.52%
国内債券	23.78	23.52
国内株式	12.01	12.12
外国債券	11.14	12.43
外国株式	12.04	9.56
その他	14.67	14.85
合 計	100.00	100.00

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
割引率	0.57%	0.57%
長期期待運用収益率	1.0 %	1.89%
予想昇給率	5.6 %	5.6 %

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度（自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日）87百万円、当連結会計年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）88百万円であります。

また確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の上記東京薬業企業年金基金への要拠出額は、前連結会計年度（自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日）5百万円、当連結会計年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）7百万円でありました。

要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

	前連結会計年度 (2019年 3月31日)	当連結会計年度 (2020年 3月31日)
年金資産の額	531,843百万円	157,063百万円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	512,770	151,840
差引額	19,073	5,223

(2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合

前連結会計年度 1.1% (2019年 3月31日現在)
当連結会計年度 1.3% (2020年 3月31日現在)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政上の未償却過去勤務債務残高等（前連結会計年度23,254百万円、当連結会計年度150,237百万円）、当年度剰余金（前連結会計年度11,381百万円、当連結会計年度 - 百万円）及び別途積立金（前連結会計年度30,947百万円、当連結会計年度155,460百万円）であります。

未償却過去勤務債務残高の内訳は特別掛金収入現価であり、償却方法は元利均等方式、事業主負担掛金率0.7%、償却残余期間は2019年 3月31日現在で5年5ヶ月であります。

なお、上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致いたしません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
一般管理費の株式報酬費	76	58

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2007年 ストック・オプション	2008年 ストック・オプション	2009年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名(内執行役兼務3名) 当社執行役 12名	当社の取締役 4名(内執行役兼務3名) 当社執行役 13名	当社の取締役 4名(内執行役兼務2名) 当社執行役 12名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 80,000株	普通株式 84,000株	普通株式 77,000株
付与日	2007年7月9日	2008年7月8日	2009年7月9日
権利確定条件	当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 前記にかかわらず、新株予約権者が2026年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2026年7月10日から2027年7月9日までに新株予約権を行使できるものとする。	当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 前記にかかわらず、新株予約権者が2027年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2027年7月9日から2028年7月8日までに新株予約権を行使できるものとする。	当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 前記にかかわらず、新株予約権者が2028年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2028年7月10日から2029年7月9日までに新株予約権を行使できるものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2007年7月10日 至 2027年7月9日	自 2008年7月9日 至 2028年7月8日	自 2009年7月10日 至 2029年7月9日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2018年4月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3名(内執行役兼務2名) 当社執行役 12名	当社の取締役 4名(内執行役兼務3名) 当社執行役 12名	当社の取締役 4名(内執行役兼務3名) 当社執行役 13名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 73,000株	普通株式 75,000株	普通株式 78,000株
付与日	2010年7月8日	2011年7月8日	2012年7月10日
権利確定条件	<p>当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が2029年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2029年7月9日から2030年7月8日までに新株予約権を行使できるものとする。</p>	<p>当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が2030年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2030年7月9日から2031年7月8日までに新株予約権を行使できるものとする。</p>	<p>当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が2031年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2031年7月10日から2032年7月9日までに新株予約権を行使できるものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2010年7月9日 至 2030年7月8日	自 2011年7月9日 至 2031年7月8日	自 2012年7月10日 至 2032年7月9日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2018年4月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名(内執行役兼務3名) 当社執行役 13名	当社の取締役 4名(内執行役兼務3名) 当社執行役 12名	当社の取締役 3名(内執行役兼務3名) 当社執行役 13名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 78,000株	普通株式 78,400株	普通株式 77,000株
付与日	2013年7月9日	2014年7月8日	2015年7月9日
権利確定条件	<p>当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が2032年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2032年7月10日から2033年7月9日までに新株予約権を行使できるものとする。</p>	<p>当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が2033年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2033年7月9日から2034年7月8日までに新株予約権を行使できるものとする。</p>	<p>当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が2034年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2034年7月10日から2035年7月9日までに新株予約権を行使できるものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2013年7月10日 至 2033年7月9日	自 2014年7月9日 至 2034年7月8日	自 2015年7月10日 至 2035年7月9日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2018年4月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名(内執行役兼務1名) 当社執行役 12名	当社の取締役 2名(内執行役兼務1名) 当社執行役 13名	当社の取締役 3名(内執行役兼務3名) 当社執行役 11名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 55,000株	普通株式 60,200株	普通株式 34,400株
付与日	2016年7月8日	2017年7月10日	2018年7月12日
権利確定条件	<p>当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が2035年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2035年7月9日から2036年7月8日までに新株予約権を行使できるものとする。</p>	<p>当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が2036年7月10日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2036年7月11日から2037年7月10日までに新株予約権を行使できるものとする。</p>	<p>当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が2037年7月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2037年7月13日から2038年7月12日までに新株予約権を行使できるものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2016年7月9日 至 2036年7月8日	自 2017年7月11日 至 2037年7月10日	自 2018年7月13日 至 2038年7月12日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2018年4月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	2019年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3名(内執行役兼務3名) 当社執行役 11名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 35,000株
付与日	2019年7月11日
権利確定条件	<p>当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に就任後1年を経過(死亡退任は除く)した後で、取締役及び執行役の全てを退任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、新株予約権者が2038年7月11日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2038年7月12日から2039年7月11日までに新株予約権を行使できるものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年7月12日 至 2039年7月11日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2007年 ストック・オプション	2008年 ストック・オプション	2009年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	4,000	4,000	8,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	4,000	4,000	8,000

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	8,000	9,000	17,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	8,000	9,000	17,000

	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	21,000	40,000	44,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	21,000	40,000	44,000

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2018年4月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	36,000	43,200	34,400
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	36,000	43,200	34,400

	2019年 ストック・オプション
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	35,000
失効	-
権利確定	35,000
未確定残	-
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	35,000
権利行使	-
失効	-
未行使残	35,000

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2018年4月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	2007年 ストック・オプション	2008年 ストック・オプション	2009年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価 単価(円)	440.5	369.5	336.0

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価 単価(円)	346.0	410.5	422.0

	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価 単価(円)	718.0	702.0	965.5

	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価 単価(円)	950.0	1,488.0	2,081.0

	2019年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価 単価(円)	1,542.0

(注) 2018年4月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2019年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	2019年ストック・オプション
株価変動性 (注) 1.	30.7%
予想残存期間 (注) 2.	10年
予想配当 (注) 3.	27円/株
無リスク利子率 (注) 4.	0.13%

(注) 1. 2009年7月3日から2019年7月11日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を使用しております。

3. 2019年7月時点における2020年3月期の配当予想によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	59百万円	56百万円
賞与引当金	226	228
研究開発費	422	502
株式報酬費用	78	96
賞与引当金に係る社会保険料	36	36
たな卸資産評価損	60	44
貯蔵品在庫	2	1
資産除去債務	10	10
固定資産減損損失	69	-
その他	72	72
繰延税金資産小計	1,037	1,049
評価性引当額	30	24
繰延税金資産合計	1,006	1,024
繰延税金負債		
退職給付に係る資産	367	312
圧縮記帳積立金の積立	39	36
その他有価証券評価差額金	22	10
その他	5	4
繰延税金負債合計	435	363
繰延税金資産の純額	570	661

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.42	0.34
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.01	0.00
住民税均等割	0.60	0.59
試験研究費等の特別控除	5.27	5.81
その他	0.51	0.63
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.85	25.10

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)及び当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社グループは、検査薬事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

	微生物 検査用試薬	尿 検査用試薬	免疫血清学的 検査用試薬	生化学的 検査用試薬	器具・食品 環境関連培地	その他	合計
外部顧客への売上高	5,153	3,097	19,989	595	2,169	4,755	35,761

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:百万円)

日本	海外	合計
29,691	6,070	35,761

(注) 売上高は顧客の仕向地を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位:百万円)

日本	中国	合計
10,623	471	11,095

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高
(株)スズケン	5,028
東邦薬品(株)	4,284
アルフレッサ(株)	3,905

(注) 当社グループは検査薬事業のみの単一セグメントであります。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	微生物 検査用試薬	尿 検査用試薬	免疫血清学的 検査用試薬	生化学的 検査用試薬	器具・食品 環境関連培地	その他	合計
外部顧客への売上高	4,623	3,340	20,269	609	2,162	5,578	36,585

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	海外	合計
29,544	7,040	36,585

（注）売上高は顧客の仕向地を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	中国	合計
11,639	402	12,041

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高
(株)スズケン	4,934
東邦薬品(株)	4,229
アルフレッサ(株)	4,021

（注）当社グループは検査薬事業のみの単一セグメントであります。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社グループは、検査薬事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社グループは、検査薬事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との 関係 (注1)	取引内容 (注2)	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	寺本 哲也	(被所有) 直接 0.33%	取締役	新株予約権 の権利行使	95	-	-
役員	荒川 正明	(被所有) 直接 0.07%	執行役	新株予約権 の権利行使	28	-	-
役員	塩田 勝	(被所有) 直接 0.10%	執行役	新株予約権 の権利行使	28	-	-

(注) 1. 上記3名は、2018年6月26日の株主総会決議をもって退任しております。

2. 当社取締役会の決議に基づき付与されたストック・オプション権利行使について記載していません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	942.37円	1,002.86円
1株当たり当期純利益	93.63円	95.95円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	92.84円	95.21円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,447	3,538
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	3,447	3,538
期中平均株式数(千株)	36,823	36,881
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	313	288
(うち新株予約権)	(313)	(288)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務 (注)2.	368	376	1.74	-
長期借入金(1年以内に返済予定の ものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定の ものを除く。)(注)2.3.	830	829	1.77	2021年~2028年
その他有利子負債 預り保証金(注)1.	342	342	0.01	-
合計	1,541	1,548	-	-

(注)1. 預り保証金の平均利率については、期中平均預り保証金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、期末リース債務残高に対する加重平均利率を記載しております。

3. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	311	243	143	66

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	9,232	18,917	28,028	36,585
税金等調整前四半期 (当期)純利益(百万円)	1,510	3,124	4,441	4,724
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	1,131	2,344	3,335	3,538
1株当たり四半期(当期) 純利益(円)	30.68	63.56	90.43	95.95

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	30.68	32.88	26.87	5.53

決算日後の状況

特記事項はありません。

重要な訴訟事件等

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,307	9,834
受取手形	1,491	1,522
売掛金	11,472	10,493
リース債権	13	13
リース投資資産	243	275
商品及び製品	3,526	4,304
仕掛品	1,216	1,432
原材料及び貯蔵品	1,030	1,363
前払費用	133	160
その他	117	161
貸倒引当金	-	4
流動資産合計	25,552	28,557
固定資産		
有形固定資産		
建物	17,368	17,004
減価償却累計額	10,371	10,125
建物（純額）	6,996	6,878
構築物	1,014	1,510
減価償却累計額	649	653
構築物（純額）	364	856
機械及び装置	5,893	5,848
減価償却累計額	4,490	4,692
機械及び装置（純額）	1,403	1,156
車両運搬具	32	35
減価償却累計額	29	27
車両運搬具（純額）	3	7
工具、器具及び備品	3,575	3,835
減価償却累計額	3,069	3,257
工具、器具及び備品（純額）	506	577
土地	996	1,931
リース資産	517	421
減価償却累計額	263	234
リース資産（純額）	254	186
建設仮勘定	98	43
有形固定資産合計	10,623	11,639
無形固定資産		
特許権	2	2
ソフトウェア	200	753
その他	368	107
無形固定資産合計	571	863

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	555	3,487
出資金	0	0
関係会社出資金	1,316	1,316
破産更生債権等	-	12
長期前払費用	46	64
長期預金	5,900	1,900
生命保険積立金	392	262
前払年金費用	1,086	1,051
繰延税金資産	604	648
リース投資資産	640	697
その他	287	267
貸倒引当金	6	16
投資その他の資産合計	10,823	9,693
固定資産合計	22,018	22,196
資産合計	47,571	50,753
負債の部		
流動負債		
支払手形	49	13
買掛金	4,129	4,590
電子記録債務	2,432	2,738
リース債務	367	375
資産除去債務	15	-
未払金	1,760	2,001
未払費用	255	203
未払法人税等	770	702
前受金	9	25
預り金	97	42
賞与引当金	739	745
返品調整引当金	7	5
その他	354	289
流動負債合計	10,988	11,733
固定負債		
リース債務	829	829
資産除去債務	33	33
その他	419	416
固定負債合計	1,282	1,278
負債合計	12,271	13,012

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,897	6,897
資本剰余金		
資本準備金	7,892	7,892
その他資本剰余金	42	42
資本剰余金合計	7,935	7,935
利益剰余金		
利益準備金	338	338
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	90	82
別途積立金	4,330	4,330
繰越利益剰余金	18,563	20,984
利益剰余金合計	23,322	25,734
自己株式	3,165	3,165
株主資本合計	34,989	37,401
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	51	23
評価・換算差額等合計	51	23
新株予約権	257	316
純資産合計	35,299	37,741
負債純資産合計	47,571	50,753

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高		
製品売上高	16,165	16,391
商品売上高	19,573	20,172
売上高合計	35,738	36,564
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	3,248	3,526
当期製品製造原価	6,552	6,258
当期商品仕入高	13,939	15,036
商品及び製品期末たな卸高	3,526	4,304
売上原価合計	20,212	20,517
売上総利益	15,525	16,047
返品調整引当金戻入額	6	7
返品調整引当金繰入額	7	5
差引売上総利益	15,525	16,048
販売費及び一般管理費	1 10,910	1 11,428
営業利益	4,614	4,620
営業外収益		
受取利息	1	5
受取配当金	5	4
受取補償金	16	5
業務受託料	15	5
為替差益	6	15
補助金収入	-	21
その他	35	40
営業外収益合計	80	98
営業外費用		
支払利息	7	4
コミットメントフィー	2	3
減価償却費	7	-
支払補償費	6	-
支払手数料	-	5
その他	2	1
営業外費用合計	27	14
経常利益	4,667	4,703
特別利益		
固定資産売却益	2 0	2 0
投資有価証券売却益	97	33
特別利益合計	98	33
特別損失		
固定資産除売却損	3 23	3 32
減損損失	106	-
特別損失合計	130	32
税引前当期純利益	4,636	4,705
法人税、住民税及び事業税	1,201	1,218
法人税等調整額	1	31
法人税等合計	1,202	1,186
当期純利益	3,433	3,518

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		2,866	42.2	2,910	43.8
労務費	1	2,047	30.1	2,013	30.3
経費	2	1,881	27.7	1,720	25.9
当期総製造費用		6,795	100.0	6,644	100.0
期首仕掛品たな卸高		1,134		1,229	
合計		7,930		7,874	
他勘定振替高	3	161		169	
期末仕掛品たな卸高		1,216		1,445	
当期製品製造原価		6,552		6,258	

原価計算の方法

原価計算の方法は、組別工程別総合原価計算であります。

(注)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)																								
<p>1. 労務費のうち引当金繰入額等は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>207百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>95百万円</td> </tr> </table> <p>2. 経費のうち主な内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>電力費</td> <td>129百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>880百万円</td> </tr> <tr> <td>作業用消耗品費</td> <td>132百万円</td> </tr> <tr> <td>外注加工賃</td> <td>235百万円</td> </tr> </table> <p>3. 他勘定振替高は主として売上原価、貯蔵品及び販売費(試供品費)等への振替であります。</p>	賞与引当金	207百万円	退職給付費用	95百万円	電力費	129百万円	減価償却費	880百万円	作業用消耗品費	132百万円	外注加工賃	235百万円	<p>1. 労務費のうち引当金繰入額等は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>207百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>86百万円</td> </tr> </table> <p>2. 経費のうち主な内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>電力費</td> <td>124百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>877百万円</td> </tr> <tr> <td>作業用消耗品費</td> <td>144百万円</td> </tr> <tr> <td>外注加工賃</td> <td>229百万円</td> </tr> </table> <p>3. 他勘定振替高は主として売上原価、貯蔵品及び販売費(試供品費)等への振替であります。</p>	賞与引当金	207百万円	退職給付費用	86百万円	電力費	124百万円	減価償却費	877百万円	作業用消耗品費	144百万円	外注加工賃	229百万円
賞与引当金	207百万円																								
退職給付費用	95百万円																								
電力費	129百万円																								
減価償却費	880百万円																								
作業用消耗品費	132百万円																								
外注加工賃	235百万円																								
賞与引当金	207百万円																								
退職給付費用	86百万円																								
電力費	124百万円																								
減価償却費	877百万円																								
作業用消耗品費	144百万円																								
外注加工賃	229百万円																								

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計			
		資本準備金	その他資本 剰余金	利益準備金	その他利益剰余金						
					圧縮記帳 積立金	別途積立金					繰越利益 剰余金
当期首残高	6,897	7,892	6	338	97	4,330	16,060	3,279	32,343		
当期変動額											
圧縮記帳積立金の取崩					7		7		-		
剰余金の配当							937		937		
当期純利益							3,433		3,433		
自己株式の取得								1	1		
自己株式の処分			36					115	151		
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）											
当期変動額合計	-	-	36	-	7	-	2,503	114	2,646		
当期末残高	6,897	7,892	42	338	90	4,330	18,563	3,165	34,989		

	評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金		
当期首残高	155	333	32,832
当期変動額			
圧縮記帳積立金の取崩			-
剰余金の配当			937
当期純利益			3,433
自己株式の取得			1
自己株式の処分			151
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）	103	75	179
当期変動額合計	103	75	2,466
当期末残高	51	257	35,299

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			繰越利益 剰余金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	利益準備金	その他利益剰余金					
					圧縮記帳 積立金	別途積立金				
当期首残高	6,897	7,892	42	338	90	4,330	18,563	3,165	34,989	
当期変動額										
圧縮記帳積立金の取崩					8		8		-	
剰余金の配当							1,106		1,106	
当期純利益							3,518		3,518	
自己株式の取得								0	0	
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	8	-	2,420	0	2,412	
当期末残高	6,897	7,892	42	338	82	4,330	20,984	3,165	37,401	

	評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金		
当期首残高	51	257	35,299
当期変動額			
圧縮記帳積立金の取崩			-
剰余金の配当			1,106
当期純利益			3,518
自己株式の取得			0
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）	28	58	29
当期変動額合計	28	58	2,441
当期末残高	23	316	37,741

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券
償却原価法(定額法)
 - (2) 子会社株式
移動平均法による原価法
 - (3) その他有価証券
(時価のあるもの)
決算日の市場価格等(株式については、決算日前1ヶ月の市場価格の平均)に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
(時価のないもの)
移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 商品、製品、原材料及び仕掛品
移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
 - (2) 貯蔵品
最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～38年
構築物	10年～30年
機械及び装置	8年
車両運搬具	4年～6年
工具、器具及び備品	5年～8年
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
 - (3) 返品調整引当金
当事業年度の売上高に対して予想される返品損失に備えるため、将来の返品見込損失額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

6. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

当社の内規に基づき、為替変動リスクを回避する目的で行っております。

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段...為替予約

ヘッジ対象...外貨建買入債務、外貨建未払金

(3) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象に対し同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約を各々の買入債務に振当てております。そのため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、有効性の評価を省略しております。

8. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

9. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「為替差益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた41百万円は、「為替差益」6百万円、「その他」35百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

- 1 期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
受取手形	17百万円	- 百万円

- 2 運転資金の効率的な調達を行うため当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	5,400百万円	5,400百万円
借入実行残高	- 百万円	- 百万円
差引額	5,400百万円	5,400百万円

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度51%、当事業年度49%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度49%、当事業年度51%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料	2,226百万円	2,193百万円
賞与引当金繰入額	397百万円	397百万円
退職給付費用	197百万円	171百万円
法定福利費	541百万円	534百万円
旅費交通費	590百万円	556百万円
荷造運送費	695百万円	676百万円
研究開発費	2,891百万円	3,296百万円
減価償却費	343百万円	378百万円
貸倒引当金繰入額	- 百万円	17百万円

- 2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円
計	0百万円	0百万円

- 3 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物	7百万円	0百万円
構築物	0百万円	- 百万円
機械及び装置	5百万円	1百万円
車両運搬具	0百万円	0百万円
工具、器具及び備品	4百万円	0百万円
土地	- 百万円	11百万円
ソフトウェア	- 百万円	1百万円
解体撤去費用	5百万円	16百万円
計	23百万円	32百万円

(有価証券関係)

前事業年度(2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	59百万円	56百万円
賞与引当金	226	228
研究開発費	422	502
株式報酬費用	78	96
賞与引当金に係る社会保険料	36	36
たな卸資産評価損	60	44
貯蔵品在庫	2	1
資産除去債務	10	10
固定資産減損損失	69	-
その他	39	44
繰延税金資産合計	1,004	1,021
繰延税金負債		
前払年金費用	332	322
圧縮記帳積立金の積立	39	36
その他有価証券評価差額金	22	10
その他	5	4
繰延税金負債合計	400	373
繰延税金資産の純額	604	648

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.42	0.34
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.01	0.00
住民税均等割	0.60	0.59
試験研究費等の特別控除	5.28	5.83
その他	0.40	0.50
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.95	25.22

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	17,368	365	729	17,004	10,125	475	6,878
構築物	1,014	536	41	1,510	653	45	856
機械及び装置	5,893	170	215	5,848	4,692	414	1,156
車両運搬具	32	7	4	35	27	3	7
工具、器具及び備品	3,575	356	97	3,835	3,257	285	577
土地	996	971	36	1,931	-	-	1,931
リース資産	517	51	146	421	234	113	186
建設仮勘定	98	438	494	43	-	-	43
有形固定資産計	29,497	2,899	1,765	30,631	18,992	1,336	11,639
無形固定資産							
特許権	4	-	1	2	0	0	2
ソフトウェア	609	745	362	992	239	190	753
その他	369	334	594	108	0	0	107
無形固定資産計	983	1,079	958	1,104	240	191	863
長期前払費用	207	75	182	101	36	57	64

(注) 当期増加額のうち、主なものは以下の通りであります。

土地 野木事業所の隣接地購入 971百万円(建設仮勘定からの振替50百万円を含む)

ソフトウェア 基幹システムの開発 653百万円(無形固定資産その他からの振替575百万円を含む)

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	6	17	3	-	20
賞与引当金	739	745	739	-	745
返品調整引当金	7	5	-	7	5

(注) 返品調整引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額7百万円であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

決算日後の状況

特記事項はありません。

重要な訴訟事件等

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り及び買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	公告は電子公告といたします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行います。 公告掲載URL https://www.eiken.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第81期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2019年6月26日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月26日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第82期第1四半期）（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月9日関東財務局長に提出。

（第82期第2四半期）（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月11日関東財務局長に提出。

（第82期第3四半期）（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）2020年2月10日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2019年6月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2020年6月24日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月23日

栄研化学株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 海野 隆善 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊東 朋 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている栄研化学株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クライアント名及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、栄研化学株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、栄研化学株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月23日

栄研化学株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 海野 隆善 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊東 朋 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている栄研化学株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第82期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、栄研化学株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。